

高知市強靱化計画

第3期計画

令和7年3月

高知市

はじめに

わが国は、これまでに伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災などたび重なる大災害を経験し、災害対策基本法の策定をはじめとした防災対策を講じてきました。

本市においても、過去に数々の水害に見舞われ、平成23年の東日本大震災の発生を契機に、南海トラフ地震対策の再検討や地域防災計画の全面的な見直しを行うなど、事前防災の取組や防災体制を強化してきたところです。

しかし、これまでの大規模自然災害の歴史を振り返ると、様々な対策を講じてきたものの甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。このような事態を避けるためには、まずは人命を守り、そして、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取組が重要です。

このような視点から、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する他の国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定しました。その後、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、デジタル社会の進展など、近年の社会経済情勢の変化や災害から得られた教訓を踏まえ、令和5年7月に基本計画の見直しが行われました。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、市民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠です。本市においても、国や県など一体となって強靱化の取組を計画的に推進すべく、平成27年4月に「高知市強靱化計画（以下、「第1期計画」という。）」、令和2年3月に「高知市強靱化計画 第2期計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、強靱な地域づくりを進めてきました。

このたび、令和6年度が計画最終年度となる第2期計画の取組状況や国の基本計画の見直し、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえて、「高知市強靱化計画 第3期計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、引き続き、国土強靱化に関する施策を推進し、より強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

はじめに

第1章 国土強靱化の基本的な考え方 2

第1節 計画の基本事項 2

- 1 強靱化計画の目的 2
- 2 基本目標 2
- 3 計画の役割と位置付け 3
- 4 関係行政機関の強靱化計画との関係 4
- 5 基本的な進め方 5
- 6 計画策定の基本方針 6
- 7 本計画の構成 7

第2章 対象とする災害と被害想定 10

第1節 本市の特性 10

- 1 地勢 10
- 2 気候 10
- 3 人口構造 10

第2節 風水害による被害想定 10

第3節 地震・津波の被害想定 11

- 1 最大クラスの地震・津波による被害想定（L2） 11
- 2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害想定（L1） 13
- 3 長期浸水による被害想定 15

第3章 脆弱性評価 18

第1節 脆弱性評価の手順 18

- 1 事前に備えるべき目標の設定 18
- 2 起きてはならない最悪の事態の設定 19
- 3 施策分野の設定 21
- 4 脆弱性評価の実施 22

第2節 評価結果 23

第4章 強靱化の推進方針 28

第1節 プログラムごとの推進方針 28

第2節 施策分野ごとの推進方針 46

- 1 個別施策分野 46

第5章 進捗管理 56

第1節 計画の推進期間 56

第2節 計画の進捗管理 57

用語の説明 58

【個別事業一覧】 63

高知市強靱化計画[第3期計画]に基づく個別事業の詳細(※「国土強靱化予算の『重点化』『要件化』『見える化』等による地域の国土強靱化の取組支援」関係分) 63

第1章

国土強靱化の 基本的な考え方

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

1 強靱化計画の目的

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、今後30年以内の発生確率が80%程度といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっている。

国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、平成26年6月に基本計画を策定した。その後、多発した災害の教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本計画は平成30年12月と令和5年7月に見直された。

本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱な高知市」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に、第1期計画を平成27年4月に、第2期計画を令和2年3月に策定した。このたび、国の動向等を踏まえ、本計画を策定する。

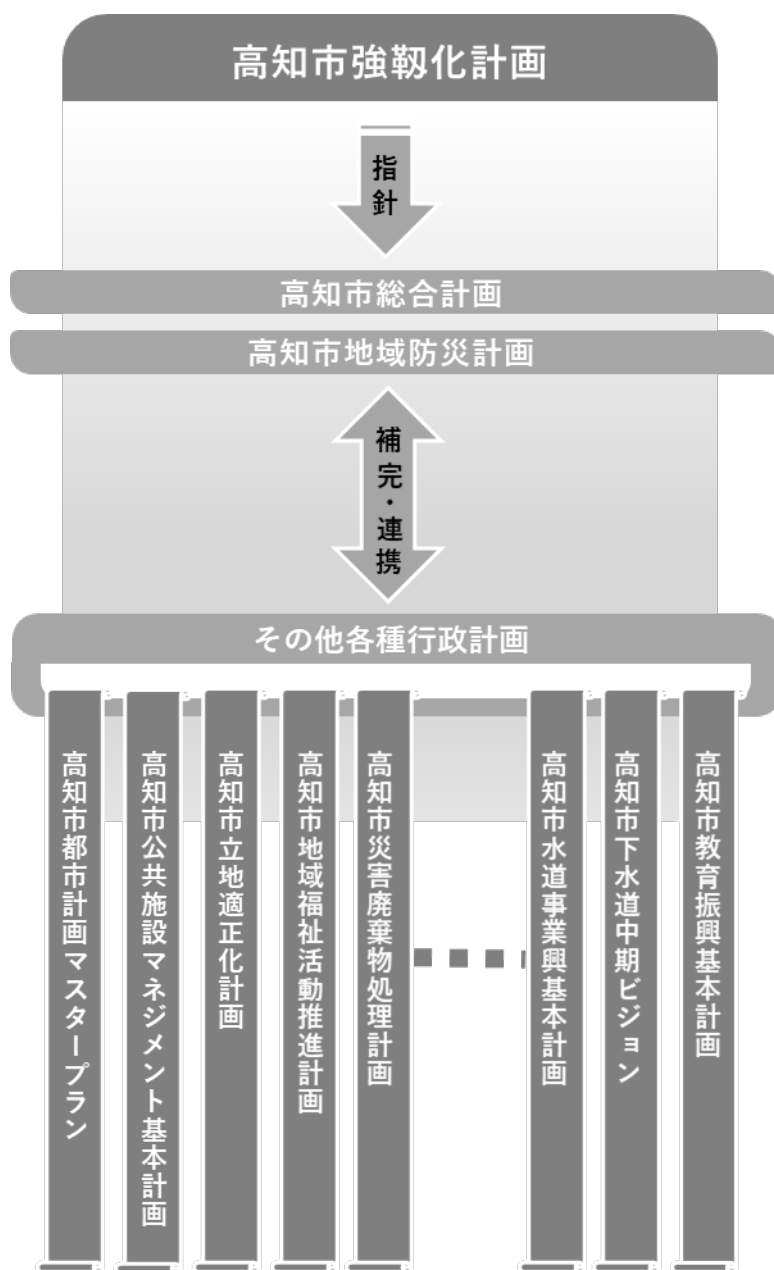
2 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。すなわち、国土強靱化に係る部分については、本計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。



4 関係行政機関の強靱化計画との関係

国土強靱化の取組は、国や県などの関係行政機関と一体で進めるべきもので、本計画は国の基本計画や高知県の地域計画と調和が保たれたものでなければならない。そのため、国の基本計画や県の地域計画と整合を図った基本目標や事前に備えるべき目標を定めた上で、本市において想定されるリスクや地域特性、これまでの施策の取組状況などを踏まえつつ、国の基本計画等と調和を図った計画を策定している。



5 基本的な進め方

国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、目指すべき目標を明確にした上で、設定したリスクシナリオに対する現状の脆弱性を分析し、その結果に基づきリスクに対する対応方策を策定する。そして、対応方策を計画的に実施し、その結果を適正に評価して、全体の取組の見直しや改善を図っていく「PDCAサイクル」を繰り返して、強靱化の取組を推進していく。

国の基本計画では、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たって、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきかという視点から、府省庁横断的な「施策グループ」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチが導入されている。

本計画においても、国が用いた手法を参考に、基本計画の見直し結果を踏まえるなどして、第2期計画と同様、以下の枠組みにより計画を策定した。

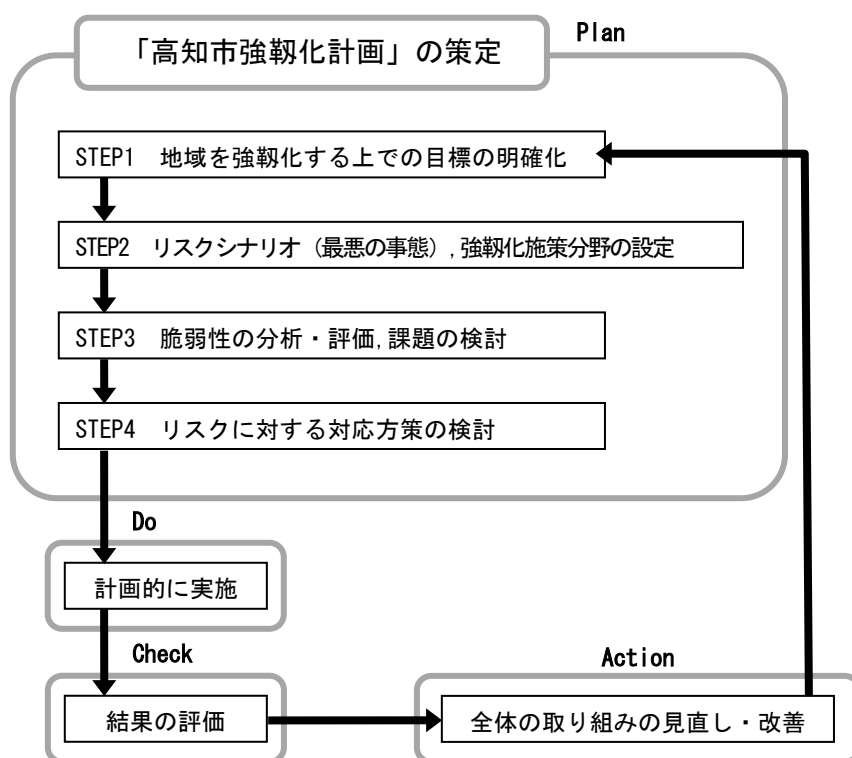


図 PDCAサイクルのイメージ

6 計画策定の基本方針

南海トラフ地震の発生時には、県内全域で大きな揺れや津波により壊滅的な被害を受けると想定されており、これまでも、様々な分野で、関係行政機関と連携した南海トラフ地震対策を進めてきている。

第1期計画及び第2期計画では、事前防災・減災に関するこれまでの取組を踏まえた上で、国の基本計画の策定で導入された手法を用いて、リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点になっているかといった脆弱性評価を実施することにより、大規模自然災害に備えて、強靱化の取組を推進してきた。

本計画においても、このような基本認識のもと、以下の基本方針を継続しつつ、第2期計画の進捗や国計画で示された新たな視点、令和6年能登半島地震を教訓とした国や県の防災対策の見直しの視点を加えて、強靱化の取組を推進する。

① 分野間及び関係機関等の連携強化

- ・これまで取り組んできた施策をリスクごとに組み直すことにより、分野間の連携を強化する。

② ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

- ・ハード対策とソフト対策の適切な組合せにより、効果的に施策を推進する。

③ リスクマネジメントプロセスによる計画策定

- ・国の基本計画で用いたリスクマネジメントプロセスを導入し、計画を策定する。
 - 1 目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
 - 2 リスクを回避するために現状のどこに問題があるかを知る脆弱性評価を実施
 - 3 脆弱性を克服するための課題と必要な対応方を検討
 - 4 結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

④ 平時に活用される施策の有効利用

- ・フェーズフリーの考え方に基づき、地域振興や教育、福祉の充実など平時に活用される施策に、災害時にも有効に利用できる機能を組み合わせて、効率的な施策の推進を図る。

⑤ 住民、民間事業者との連携

- ・住民主体の地域防災力向上への取組を支援し、自助、共助の更なる充実を図る。
- ・民間事業者の事前防災及び減災のための取組も踏まえて、計画を策定する。

7 本計画の構成

● 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

- ・計画の目的や基本目標，役割と位置付け，国・県の強靱化計画との関係を提示する。
- ・計画策定の基本的な進め方や基本方針を提示する。

● 第2章 対象とする災害と被害想定

- ・想定リスクとする風水害と南海トラフ地震，本市の特徴的な被害である長期浸水による被害想定を提示する。

● 第3章 脆弱性評価

- ・6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。
- ・目標の達成に向けて，24の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。
- ・最悪の事態の回避に向けて，施策の進捗度などにより現状の脆弱性を分析評価する。

● 第4章 強靱化の推進方針

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ，今後必要となる施策を検討し，推進方針を策定する。
- ・24の最悪の事態を回避するための，「プログラムごとの推進方針」を提示する。
- ・施策の重複を排除し，施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を提示する。

● 第5章 計画の進捗管理

- ・計画の推進期間や今後の進捗管理の手法を提示する。

第 2 章

対象とする災害と 被害想定

第2章 対象とする災害と被害想定

本計画で対象とするリスクは、今後30年以内の発生確率が80%程度といわれる南海トラフ地震と、過去に幾多の被害を受けてきた風水害とする。また、南海トラフ地震に伴う被害のうち、地盤沈降による長期浸水被害についても、対象とする。

第1節 本市の特性

1 地勢

本市は四国南部のほぼ中央に位置し、市域面積は309.00km²となっている。市の北部には急峻な四国山地を背負い、ここを源に発する鏡川の下流域を中心に市街地が形成されており、南部は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線を有する。

中央の平野部は、鏡川、国分川等により形成された沖積平野となっており、標高が低く、高知駅付近で海拔1.0m、河口付近には約7km²の海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験している。

2 気候

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000mmを超える有数の降水量がある。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在地で上位に位置しており、年平均気温も都道府県庁所在地の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖である。

3 人口構造

令和2年国勢調査において、本市の人口は326,545人、世帯数は154,171世帯であり、人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。また、単独世帯の割合が42.4%と高く、全国平均の38.1%を大きく上回る。老年人口（65歳以上）の構成比が30.3%と上昇を続けており、少子高齢化が進んでいる。

第2節 風水害による被害想定

風水害は、過去に大規模な被害を受けた2度の災害を想定する。

- ・台風（昭和51年 台風17号）
台風の停滞（6日間降水量1,305.5mm） 市長「非常事態宣言」
死傷者6名 全半壊89世帯 浸水46,429世帯
- ・集中豪雨（平成10年9月集中豪雨）
秋雨前線の停滞（1時間最大雨量129.5mm・2日間降水量874mm）
死傷者18名 全半壊33世帯 浸水19,749世帯

また、今後、洪水・内水・高潮等による浸水被害に関して、現状の想定を超える新たな被害想定がなされた場合は、その規模に応じて必要な対策を検討する。

第3節 地震・津波の被害想定

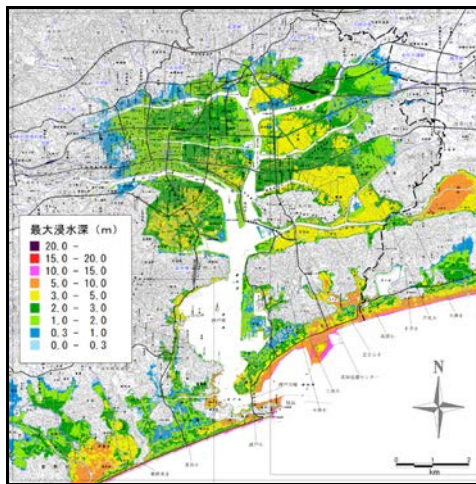
平成24年12月に高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」（以下、「県津波浸水想定」という。）に基づいた「最大クラスの地震・津波：L2」と「発生頻度の高い一定程度の地震・津波：L1」を想定する。

1 最大クラスの地震・津波による被害想定（L2）

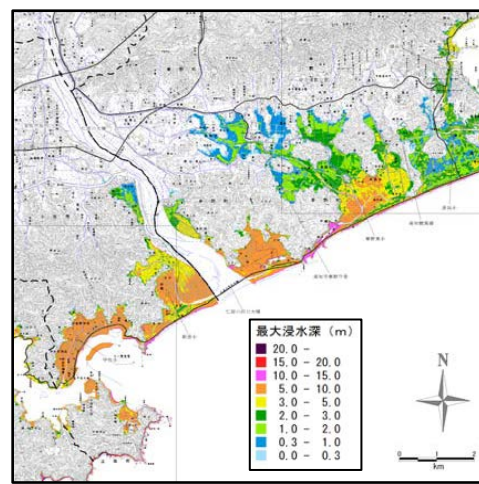
県津波浸水想定における最大クラスの地震・津波による浸水予測図は次のとおりである。

- ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

【津波浸水予測図（高知市中心部）】



【津波浸水予測図（春野地区）】



資料：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波予測（平成24年12月）」高知県

「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」において、県が試算した市域の被害想定数値は次のとおりである。

【建物被害】

総棟数 130,425 棟

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	340	—	1,400
揺れ	32,000	5,000	29,000
急傾斜地崩壊	260	—	230
津波	16,000	—	22,000
地震火災	2,800	—	—
小計	52,000	5,000	52,000

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【人的被害】

人口 350,426 人（H17 国勢調査）

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
		うち重傷者			うち重傷者	
建物倒壊	2,100	11,000	6,300	270	3,000	1,700
急傾斜地崩壊	40	40	20	—	—	—
津波	10,000	840	290	590	0	0
火災	280	200	60	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	12,000	12,000	6,700	860	3,000	1,700

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【1日後の避難者数】

	現状	対策後
避難所への避難者 (人)	158,000	108,000
避難所外への避難者 (人)	90,000	57,000
合計	248,000	165,000

<設定条件>

1) 現状（平成 25 年 3 月時点）

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%，20 分後に避難開始が 50%，津波が到達してから避難開始が 30%
- ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー，津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は 74%

2) 対策後

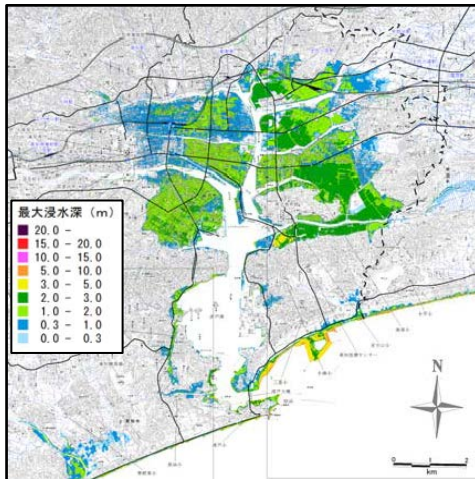
- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路，避難場所，津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

⇒さらなる対策を進めることで，より被害を減らすことが可能

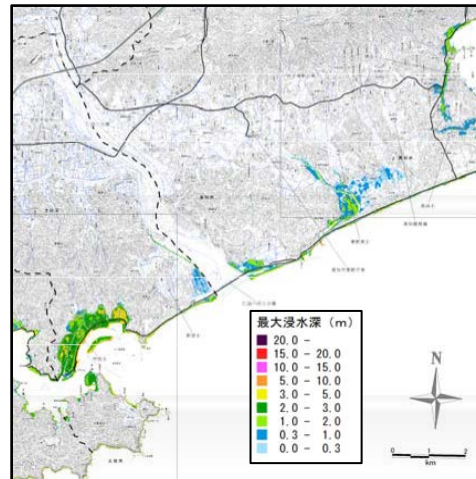
2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害想定(L1)

県津波浸水想定による安政南海地震クラスの地震・津波による浸水予測図は次のとおりである。

【津波浸水予測図（高知市中心部）】



【津波浸水予測図（春野地区）】



資料：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波予測（平成24年12月）」高知県

「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」において、県が試算した市域の被害想定数値は次のとおりである。

【建物被害】

総棟数 130,425 棟

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	340	—	1,400
揺れ	8,100	800	18,000
急傾斜地崩壊	70	—	140
津波	2,200	—	18,000
地震火災	990	—	—
小計	12,000	800	38,000

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【人的被害】

人口 350,426人（H17国勢調査）

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者(人)		死者 (人)	負傷者(人)	
		うち重傷者	うち重傷者		うち重傷者	
建物倒壊	520	4,900	2,800	40	670	380
急傾斜地崩壊	10	10	10	—	—	—
津波	2,900	580	200	50	0	0
火災	20	40	10	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	3,500	5,500	3,000	90	670	380

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【1日後の避難者数】

	現状	対策後
避難所への避難者(人)	74,000	58,000
避難所外への避難者(人)	40,000	30,000
合計	115,000	88,000

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 長期浸水による被害想定

南海トラフ地震が発生すると、高知市中心部では最大1.70mもの地盤の沈降が予想されている。地盤の沈降、津波浸水等により堤防や排水機場が機能を失うと、市街地内の海水が排出できず、長期間にわたり浸水が継続することとなり、救助救出・がれき処理・災害復旧等も長期間を要することになる。

【想定条件】

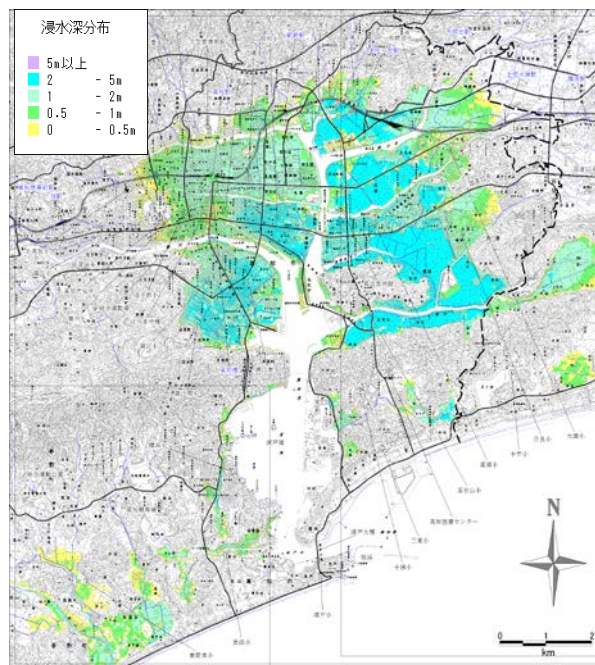
- ・ 対象範囲 浦戸湾に面した旧高知市域
- ・ 地盤沈降量 1.70m（高知県版被害想定・最大クラス ケース03）
- ・ 対象潮位 朔望平均満潮位 T. P. +0.93m
- ・ 浸水範囲 浸水面積約2,650ha
- ・ その他
 - ・ 浸水エリア域内の昼間人口約15万人，夜間人口約12万人
 - ・ 干満差を考慮

【被害想定】

長期浸水が発生した場合に想定される影響は次のとおりである。

項目	被害想定
堤防・護岸等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 止水機能喪失 ・ 堤防道路の通行不能
排水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機能喪失
道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路の浸水 ・ がれき堆積 ・ 橋梁の損傷
住民避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水域外への避難困難（津波避難ビル滞在の長期化） ・ 避難所の浸水・被災（収容力不足）
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油基地（タナスカ等）の被災 ・ 供給ルートの途絶
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設の被災，孤立 ・ 医薬品不足
衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生状態の悪化 ・ 有害物質の流出 ・ 遺体の収容・埋葬の遅れ
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量のがれき処理 ・ 処理場所不足

【長期浸水範囲（浦戸湾周辺）】



第 3 章

脆弱性評価

第3章 脆弱性評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下、「脆弱性評価」という。）は、いわば市の健康診断であり、リスクに対して現状のどこに脆弱性があるかを改めて検討するものである。本市を強靱化するために必要な施策を、効率的・効果的に実施するためには必要不可欠なプロセスとなる。

第1節 脆弱性評価の手順

脆弱性評価は、国が実施した評価手法を参考にして検討した第2期計画の脆弱性評価を踏襲し、以下の手順で行った。

- ① 対象とする大規模自然災害に対して、事前に備えるべき目標を設定
- ② 目標の妨げとなる事態として、24の「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ③ 最悪の事態を回避するために必要な8つの個別施策分野、6つの横断的分野を設定
- ④ 24の事態について、最悪の事態の回避に寄与する施策や事業とその進捗率を整理
- ⑤ 最悪の事態を回避するためには、現状のどこに問題があり、どのような取組が必要かを分析する脆弱性評価を実施

1 事前に備えるべき目標の設定

想定する大規模自然災害に対して、令和5年7月に見直された国の基本計画における6つの目標との調和を図りつつ、令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策の視点を取り入れ、以下の6項目の「事前に備えるべき目標」を設定した。

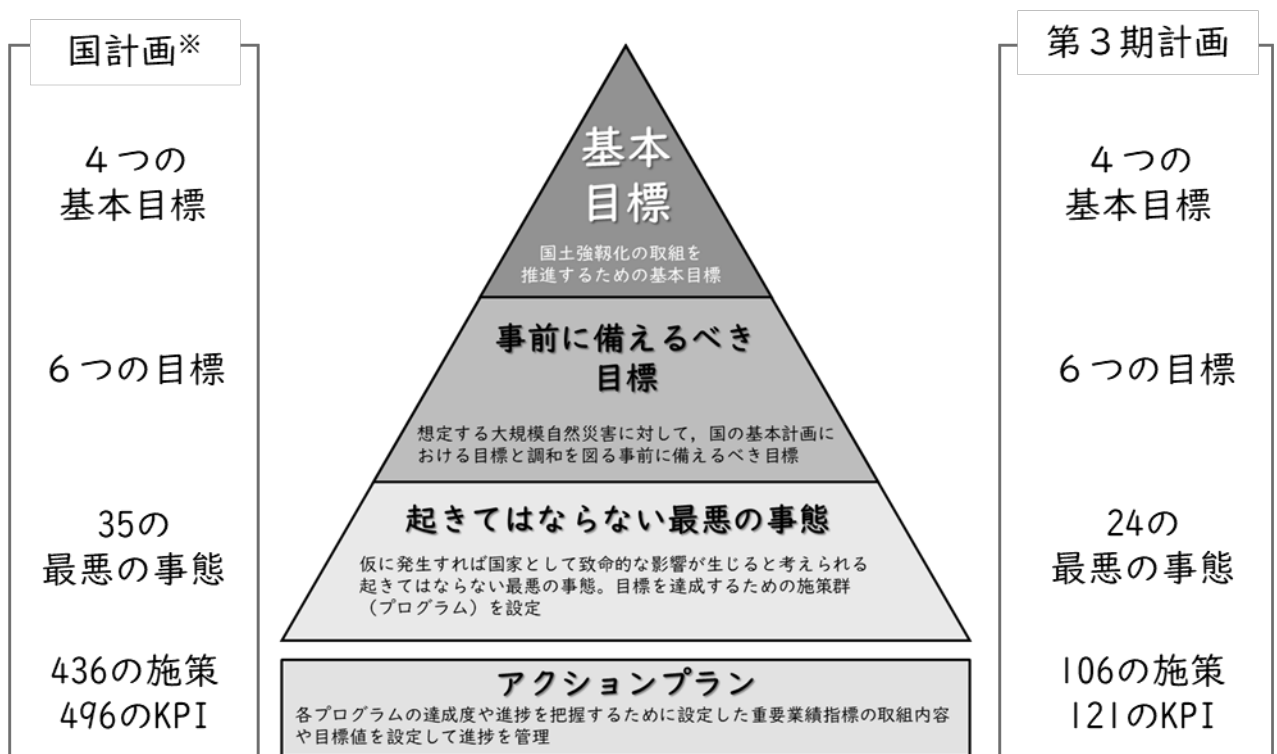
- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われることにより、関連死を防ぐ（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 外部支援の迅速な受入れ等により、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフライン（情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の被害を最小限に抑え、早期復旧を図る
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 起きてはならない最悪の事態の設定

事前に備えるべき6つの目標の妨げとなるものとして、24の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

本計画では、令和5年7月に見直された国の基本計画で設定された35の「起きてはならない最悪の事態」を基本としつつ、本市の地域特性や被害想定を勘案し、24の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

また、次頁の表のとおり、24の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組（公助）を、下支えする自助・共助の意識を醸成するための『強靱な高知市』を構築する地域共生社会に向けた取組』を第2期計画に引き続き設定した。



※ 国土強靱化基本計画（R5.7）、国土強靱化年次計画2024（R5.7）

図 強靱化計画の目標の関係性イメージ

表 24 の「起きてはならない最悪の事態」

■基本目標～事前に備えるべき目標～起きてはならない最悪の事態

基本目標		
I. 人命の保護が最大限図られること II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震に伴う、複合的・大規模建築倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
	1-2	地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大による死傷者の発生
	1-3	大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生
	1-4	大規模地震発生後の地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生
	1-7	ゲリラ豪雨やインフラの損壊・機能不全等による広域かつ長期的な市街地の浸水
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われることにより、関連死を防ぐ（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足
	2-4	避難所・福祉避難所の不足や劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3 外部支援の迅速な受入れ等により、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災や外部支援の受入れが遅れること等による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	4-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	4-2	大規模地震に伴う有害物質等の大規模拡散・流出等
5 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフライン（情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の被害を最小限に抑え、早期復旧を図る	5-1	情報通信（テレビ・ラジオ・インターネット等）の長期停止により災害情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電気・石油・ガスの供給機能の停止
	5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	5-4	基幹的交通ネットワーク（高速道路・空港・港湾等）の機能停止や地域交通ネットワークが分断する事態
6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	啓開等の復旧・復興を担う資源の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画や事前復興ビジョンの欠如、地域合意の不足などにより、復興・復旧が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

「強靱な高知市」を構築する地域共生社会に向けた取組

下支え

3 施策分野の設定

脆弱性評価は、強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、個別施策分野として、①行政機能、②住民避難・自主防災、③消火・救急・救助、④教育・保育、⑤住宅・都市、⑥保健医療・福祉、⑦産業・エネルギー、⑧土地利用の8分野、横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③平時に活用される施策の有効利用、④人材育成、⑤官民連携、⑥デジタル活用の6分野を設定した。

表 施策分野と主な施策内容

施策分野	分野ごとの主な施策内容	
個別施策分野	①行政機能	・行政機能の維持に係る施策
	②住民避難・自主防災	・防災意識の向上や地域の防災力向上に係る施策 ・住民の避難行動や避難所に係る施策
	③消火・救急・救助	・消火・救急・救助に係る施策
	④教育・保育	・学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策
	⑤住宅・都市	・住宅や建築物の安全に係る施策 ・市街地や交通ネットワークの整備などに係る施策 ・堤防や内水排除施設の整備や強化などに係る施策 ・防災拠点の整備に係る施策 ・上水道や下水道の強化などに係る施策 ・災害廃棄物や有害物質の処理に係る施策
	⑥保健医療・福祉	・医療施設、福祉施設の安全や機能維持に係る施策 ・災害時の医療、保健衛生活動に係る施策
	⑦産業・エネルギー	・事業所の安全対策に係る施策 ・エネルギーの確保に係る施策
	⑧土地利用	・都市計画を推進するための施策 ・災害復興に対する事前対策に係る施策
横断的分野	①リスクコミュニケーション	・市民との防災意識の共有に係る施策
	②老朽化対策	・公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策
	③平時に活用される施策の有効利用	・平時に活用される施策に、災害時にも有効に利用できる機能を組み合わせた効率的な施策の推進（フェーズフリー）
	④人材育成	・自助・共助・公助による災害時の対応に係る人材を育成する施策
	⑤官民連携	・民間事業者や地域の専門家スキル、民間技術等の活用に係る施策
	⑥デジタル活用	・デジタル技術を活用し、災害対応力を強化させる施策

4 脆弱性評価の実施

第2期計画における脆弱性評価や取組の進捗状況を踏まえて、現状のどこに問題があり、どのような取組が必要かを分析する脆弱性評価をプログラムごとに実施した。このとき、中長期的な視点も入れながら、以下のポイントを考慮して評価を行った。

【脆弱性評価のポイント】

- ・「起きてはならない最悪の事態」を回避するために何が必要か
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせているか
- ・事前防災を主な目的としない施策も活用できているか
- ・住民主体の地域防災力を向上するための取組を重視できているか
- ・代替性、冗長性等が確保できているか（例：通信手段の複数化）

第2節 評価結果

脆弱性評価結果は以下のとおりである。

表 脆弱性評価の概要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果のポイント
【目標1】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震に伴う、複合的・大規模建築倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化や密集市街地の解消が必要 ・医療施設や学校、保育所等の耐震化が必要 ・家庭や市庁舎、学校、保育所等の室内安全対策が必要 ・ブロック塀の安全対策など避難路の安全対策が必要 ・共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要 ・避難行動要支援者への支援体制が必要
	1-2 地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な市街地火災や津波火災に対する消火体制の整備が必要 ・密集市街地の解消や公園、緑地の整備などによる被害軽減が必要 ・市民や事業者による出火防止対策の促進が必要 ・石油や化学薬品の流出防止措置の徹底が必要
	1-3 大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、伝達体制の強化が必要 ・津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要 ・避難行動要支援者への支援体制や要配慮者利用施設の避難体制の強化が必要 ・南海トラフ地震臨時情報に基づく事前避難の啓発が必要 ・災害時における人的被害情報の公表体制の整備が必要
	1-4 大規模地震発生後の地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立した避難者が用いる救命ボートや生活必需品の備蓄が必要 ・孤立した避難者の救助体制の構築が必要 ・堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要 ・要配慮者利用施設で事業を継続するための対策が必要 ・堤防の耐震化や内水排除施設の地震津波対策が必要 ・市街地の排水機能向上が必要
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策の推進や、適切な市民への災害情報の伝達が必要 ・中山間地域の孤立を防止する対策が必要 ・要配慮者利用施設の避難体制の強化が必要 ・地域内において住民が救護活動を行える体制の構築が必要
	1-6 情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えの重要性の啓発や避難意識の向上が必要 ・災害情報の収集、伝達体制の強化が必要 ・情報伝達手段の多様化や通信設備の充実が必要 ・避難行動要支援者への支援体制が必要
	1-7 ゲリラ豪雨やインフラの損壊・機能不全等による広域かつ長期的な市街地の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修やポンプ場の整備等による浸水対策が必要 ・森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要 ・河川や下水道の計画的な維持管理が必要 ・ハザードマップを活用し、災害種別に応じた防災意識の啓発が必要 ・要配慮者利用施設の避難体制の強化が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果のポイント
<p>【目標2】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われることにより、関連死を防ぐ（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p>	<p>2-1 食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所における食糧品・生活必需品等の備蓄の啓発が必要 ・避難所への食糧品・生活必需品等の分散備蓄が必要 ・上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要 ・緊急輸送道路の耐災害性強化や必要な幹線道路の整備が必要 ・堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要 ・災害発生時の物資配送体制の構築が必要
	<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立地域との情報通信手段の確保や生活物資搬送体制の構築が必要 ・中山間地域の活性化による地域の防災力向上が必要 ・地域防災拠点への経路を早期復旧する体制の構築が必要 ・中山間地域における医療活動を継続するための対策が必要 ・代替ルートとして活用できる林道等の計画的な維持管理が必要
	<p>2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助機関が機能を維持するための対策が必要 ・救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要 ・警察や自衛隊との連携強化や要配慮者の救助体制構築が必要 ・広域支援部隊が利用する総合防災拠点の整備が必要 ・消防団の活動能力向上が必要 ・長期浸水で孤立した避難者の救助体制の構築が必要 ・地域内において住民が救護活動を行える体制の構築が必要
	<p>2-4 避難所・福祉避難所の不足や劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の耐震化や収容可能人数の拡充が必要 ・近隣市町村との広域避難体制の構築が必要 ・避難所の開設、運営体制の構築が必要 ・福祉避難所の指定拡充が必要 ・避難所を安心して生活できる場とするための支援体制構築が必要 ・避難所への食糧品・生活必需品等の分散備蓄が必要 ・施設整備や資機材の配備による良好な生活環境の確保が必要 ・福祉避難所における災害時の電源確保が必要 ・被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
	<p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の耐震化や医療活動を継続するための対策が必要 ・災害時の医療体制や搬送体制の構築が必要 ・災害時に医療情報を提供する仕組みが必要
	<p>2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策の啓発が必要 ・災害時の防疫体制の充実が必要 ・災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要 ・斎場の災害発生時を想定した体制整備が必要
<p>【目標3】 外部支援の迅速な受入れ等により、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する</p>	<p>3-1 行政機関の職員・施設等の被災や外部支援の受入れが遅れること等による機能の大幅な低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の室内安全対策など防災機能の強化が必要 ・業務継続に必要な通信機能、電源、燃料などの整備が必要 ・業務継続計画（BCP）・受援計画の実効性向上が必要 ・情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実など災害対策本部の機能強化が必要 ・災害時協定の実効性向上が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果のポイント
【目標4】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定など企業の事業活動を継続するための取組が必要 ・津波浸水区域からの移転促進など災害に強い産業基盤づくりが必要 ・交通、物流、ライフラインの早期復旧が必要
	4-2 大規模地震に伴う有害物質等の大規模拡散・流出等	<ul style="list-style-type: none"> ・石油や化学薬品の流出防止措置の徹底が必要 ・関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築が必要
【目標5】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフライン(情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等)の被害を最小限に抑え、早期復旧を図る	5-1 情報通信(テレビ・ラジオ・インターネット等)の長期停止により災害情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の多重化や耐災害性の向上が必要 ・災害に強い通信手段の整備や訓練による実効性向上が必要
	5-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー不足に備え、災害対応型給油所の整備が必要
	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要 ・下水道施設の地震・津波対策や応急対策の体制整備等が必要 ・生活排水対策の着実な推進が必要 ・し尿処理施設や収集拠点施設の地震、津波対策等が必要
	5-4 基幹的交通ネットワーク(高速道路・空港・港湾等)の機能停止や地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の対災害性強化や必要な幹線道路の整備が必要 ・橋梁などの道路施設の計画的な維持管理が必要 ・道路啓開計画に基づく体制構築が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果のポイント
<p>【目標6】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>	<p>6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の実効性向上が必要 ・ 有害性のある災害廃棄物の適切な対処方法の把握が必要 ・ 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要 ・ 廃棄物処理施設が災害時に自立稼働できる体制構築が必要 ・ 広域応援協定などによる災害時処理体制の構築が必要 ・ 不足する最終処分場の広域的な確保が必要 ・ 大量に生産される再生資材を活用する仕組みが必要
	<p>6-2 啓開等の復旧・復興を担う資源の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地境界を明確にしておくための地籍調査の推進が必要 ・ 重要な役割を担う建設業の担い手確保が必要 ・ 応急復旧に関する事前計画や設備、資機材の整備が必要 ・ ボランティアの受入体制の構築が必要
	<p>6-3 地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画や事前復興ビジョンの欠如、地域合意の不足などにより復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のコミュニティ力と災害対応力の向上が必要 ・ 迅速な復旧・復興に向けた事前復興まちづくり計画の策定が必要 ・ 被災者の生活再建支援を迅速かつ適切に行うため災害ケースマネジメントの体制構築が必要
	<p>6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備を担う建設業の育成が必要 ・ 応急段階から復旧復興段階までの用地の活用見込の事前調整が必要 ・ 土地境界を明確にしておくための地籍調査の推進が必要

第4章

強靱化の推進方針

第4章 強靱化の推進方針

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化に係る施策の取組方針として、強靱化の推進方針を策定した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに推進方針を取りまとめた「プログラムごとの推進方針」を第1節に示す。なお、当該事態を回避するための施策が複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第2節に示す。

第1節 プログラムごとの推進方針

プログラムごとの推進方針は次頁のとおりである。

【目標 1】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大規模地震に伴う、複合的・大規模建築倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生

(耐震性の低い住宅や建物の倒壊)

- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の津波避難を妨げ、地震火災の発生にもつながり、緊急車両の通行の障害になるため、人的・物的被害双方の軽減を目指して耐震化を推進する。
- ・住宅の耐震化率の向上を図るため、市民に耐震診断・改修・解体費の助成などの制度周知を進めるとともに、住宅耐震化の必要性の啓発や低コスト工法の紹介など、広報の充実も含めて住宅耐震化事業を推進する。
- ・保育所や学校施設等の耐震化を着実に推進するとともに、市所管施設について、「公共施設マネジメント基本計画」などの計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りつつ、耐震化を推進する。また、医療施設など災害時に重要な機能を担う施設の耐震化を促進する。
- ・学校施設において、建築後 30 年を超える老朽化が著しい棟の老朽化対策を推進する。
- ・地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊に対して、関係行政機関と連携して急傾斜地対策などのハード整備を推進するとともに、ハザードマップや大規模盛土造成地マップなどによる市民への注意喚起を行う。

(家具類の転倒や非構造部材の落下等の発生)

- ・家庭での室内安全対策を進めるため、対策の必要性の啓発や要配慮者などに対する支援制度の周知を進める。また、学校施設における建築非構造部材の耐震対策及び児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策等を推進する。

(建築物やブロック等の倒壊による道路閉塞)

- ・ブロック塀の安全対策や老朽住宅（空家）の除却への助成、橋梁耐震化などによる避難路の安全対策を推進するとともに、密集市街地の解消により防災性の向上・住環境の改善を図る。

(地震発生直後に近隣住民による共助ができない)

- ・地域が防災活動を推進するための施設、資材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。また、学校での防災教育や地域の防災リーダー育成を進めるとともに、各種団体の地域内連携を推進し、共助に必要な地域のコミュニティ力と災害対応力の向上を図る。
- ・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

【重要業績指標】

- ・住宅の耐震化率：97%
- ・保育所の施設整備事業実施施設数：62 施設
- ・市内病院の耐震化率（一部耐震化は除く）：78.0%（災害拠点病院は 100%）
- ・家具等転倒防止対策事業支援件数：200 件（各年）
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積【中須賀地区】：8.1ha（工事 100%）
- ・区画道路等の整備による密集市街地の解消【円満橋蛸橋線（中須賀工区）】：工事 100%
- ・ブロック塀等の耐震対策箇所数：40 箇所（各年）
- ・公立小中学校等の建築非構造部材の落下防止対策等実施件数：64 件
- ・救助隊・消防隊の技術習得、救急隊との連携：上半期 9 回、下半期 9 回実施（各年）
- ・[新規] 空き家に係る老朽住宅等の除却棟数：100 棟（各年）
- ・[新規] 長寿命化改良工事の計画立案及び実施件数等（市立小中学校等）：計画・設計、実施 10 件
- ・[新規] 長寿命化改良工事の計画立案及び実施件数等（市立高等学校）：計画・設計、実施 3 件
- ・[新規] 耐震補強工事の実施件数等（市立小中学校等）：計画・耐震診断・設計、実施 10 件

注：【重要業績指標】に示した数値や文言は、断りのない限り、令和 11 年度までの目標。以下同じ。

1-2) 地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大による死傷者の発生

- ・大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境の充実強化、通信基盤の高度化を図るとともに、必要な消火体制を検討する。また、消防団の定数確保や自主防災組織の資機材整備などの地域の防災力を高める取組を推進する。
- ・地震火災に対しては、土地区画整理事業や狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止、建築物の耐火構造化などの対策を推進し、被害軽減を図る。
- ・農業用燃料タンクの地震・津波対策など、事業者による火災対策を促進する。

【重要業績指標】

- ・流出防止機能付農業用タンクの設置数：150基
- ・1人当たり公園面積：10.0㎡
- ・津波火災対策実施計画に則った他機関連携訓練の回数：1回（各年）
- ・津波火災に有効な消火用具の配置箇所数：4箇所
- ・津波火災に有効なポート放水システムの整備数：4機
- ・長期浸水想定区域外縁部及び地震火災重点9箇所における要整備メッシュの消防水利充足率：56%
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積【中須賀地区】：8.1ha（工事100%）
- ・区画道路等の整備による密集市街地の解消【円満橋蛸橋線（中須賀工区）】：工事100%

1-3) 大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生

（堤防や水門等のインフラが機能しない）

- ・発生頻度の高い津波からは浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐために、関係行政機関による河川・海岸堤防の耐震化などの地震・津波対策を促進する。
- ・水門や陸こうなどの操作担当者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖を促進する。

（津波到達まで逃げきれない）

- ・地震発生のメカニズムの解明を進め、市民に地震・津波の発生をいち早く伝達するために、関係行政機関による地震・津波観測網の早期構築を促進する。
- ・避難情報の判断・伝達マニュアルの見直しなどにより、情報収集・伝達体制を強化する。また、避難行動の支援や救助活動を行っている消防団や自主防災組織などの安全を確保するために必要な資機材の整備や退避ルールの確立を推進する。
- ・津波避難ビルの指定などによる津波避難空間の確保を継続するとともに、避難訓練を実施したうえで、津波避難計画の検証を行い、その実効性を高めていく。
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化による避難路の安全対策を推進する。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、SNSや広報誌、各種講座等の機会を活用し、市民等への啓発を行う。

（避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる）

- ・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- ・避難確保計画作成義務のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促進し、要配慮者の避難体制を強化する。

（要救助者の捜索に長時間を要する）

- ・応急救助機関による救助救出活動の効率化・円滑化を図るため、人的被害情報の公表手順等を定め

るとともに、研修や訓練を継続的に実施する。

【重要業績指標】

- ・津波避難ビルの収容人数：290,000人
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化（耐震性能2）完了数：60%
- ・県下一斉避難訓練への参加者数：5,000人（各年）
- ・名簿を活用した地域での取組実施により、報償費を申請した組織数：80組織
- ・個別計画策定率（策定数/全要支援者数）：60.0%
- ・広報媒体（あかいるまち、SNS等）への掲載回数：12回（各年）
- ・避難確保計画策定率（津波）：100%
- ・[新規]人的被害情報の公表に関する実施体制の整備：公表手順作成・訓練等実施

1-4) 大規模地震発生後の地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水

（長期浸水域内に多数の要救助者が取り残される）

- ・津波避難ビルへの救命ボートや非常用トイレなどの備蓄を推進する。また、津波避難ビルなどで長期間孤立することを想定した食糧などの備蓄の必要性について、市民への周知・啓発を推進する。
- ・孤立した避難者による要救助情報の発信や災害情報の取得を可能とするために、通信断絶時でも使用できる「高知市津波SOSアプリ」の普及啓発や訓練の実施により、救助救出体制を強化する。
- ・津波避難ビルなどに孤立した避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、県警察と連携した救助体制の構築を推進する。
- ・地区別津波避難計画による浸水区域外や自然地形の高台への避難誘導とともに、救命ボートを利用した講習・訓練などの取組により、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。また、浸水区域内からの避難者を收容するために必要な浸水区域外の指定避難所の拡充を推進する。

（浸水の解消に長時間を要する）

- ・長期浸水を短時間で解消するために、関係行政機関による河川・海岸堤防や水門の地震・津波対策を促進するとともに、雨水ポンプ場や排水機場などの内水排除施設の地震・津波対策を推進する。
- ・河川・海岸堤防の復旧や道路啓開作業、内水排除などを速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な資機材整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者の調達を含め、将来にわたった体制の維持に取り組む。

（救助活動に時間を要する）

- ・医療施設、社会福祉施設などの要配慮者利用施設において、耐震化や浸水区域外への移転、BCP策定、通信手段や非常用電源の確保など、事業継続に必要な対策を促進する。

【重要業績指標】

- ・津波避難ビルへの資機材配備率：100%
- ・「高知市津波SOSアプリ」のアカウント数：23,000
- ・避難者12万人分の食糧品備蓄率：100%
- ・避難者12万人分の毛布備蓄率：100%
- ・雨水ポンプ場建屋の耐震・耐津波化の実実施施設数：18施設
- ・市内病院のBCP策定率：100%
- ・救助救出訓練実施回数：1回（各年）
- ・中心市街地の重要な下水道管きよの耐震化延長：6.8km

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（住宅や要配慮者利用施設が崩壊土砂に飲み込まれる）

- ・関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、適切な避難情報や市民への伝達方法を検討する。
- ・関係行政機関による土砂災害警戒区域の指定を促進するとともに、市街地形成の誘導や建築制限による安全な土地利用の促進、森林・農地・墓地・里山などの保全を推進し、総合的に防災機能の向上を図る。

【重要業績指標】

- ・住民への周知回数（年間）：12回（各年）
- ・避難確保計画策定率（土砂）：100%
- ・消防が行う応急手当講習（上級講習，外傷コース）の受講者数：200人

1-6) 情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

（防災に取り組む意識が低い）

- ・市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設、資材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。また、地域の防災リーダー育成や事業者BCP策定の促進など、様々な対策による避難意識の向上を図る。
- ・実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施などにより、子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもたちから発信する防災活動や、将来に地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

（地震情報や避難指示が伝わらない）

- ・市民に地震・津波の発生をいち早く伝達するために、関係行政機関による地震・津波観測網の早期構築を促進するとともに、避難情報の判断・伝達マニュアルの見直しや情報伝達訓練の実施により、本市の情報収集・伝達体制を強化する。
- ・市民に避難情報を確実に伝達するため、緊急速報メールやSNSなどを利用し、情報伝達手段を多様化するとともに、防災行政無線の配備拡充やデジタル化などによる通信設備の充実強化を図る。

（避難行動を取れない要配慮者が逃げ遅れる）

- ・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

【重要業績指標】

- ・SNS等を使用した情報発信数：300回（各年）
- ・講座実施回数（年間）：12回（各年）
- ・災害種別を用いた避難場所誘導標識整備数：11箇所
- ・名簿を活用した地域での取組実施により、報償費を申請した組織数：80組織
- ・個別計画策定率（策定数/全要支援者数）：60%

1-7) ゲリラ豪雨やインフラの損壊・機能不全等による広域かつ長期的な市街地の浸水

（市街地が広域的に短時間で浸水する）

- ・都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な河川改修事業を計画実施するとともに、関係行政機関による河川改修を促進

する。

- ・ポンプ場や雨水貯留管などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。また、風水害時の避難を迅速に行うためのハザードマップ作成や防災情報の収集・伝達体制の強化などのソフト対策を組み合わせ、総合的に浸水対策を推進する。
- ・河川や水路の浚渫や下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災人材の育成を推進する。
- ・避難確保計画作成義務のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促進し、要配慮者の避難体制を強化する。

【重要業績指標】

- ・洪水に対する住民への周知回数（年間）：12回（各年）
- ・避難確保計画作成率（洪水）：100%
- ・下水道による雨水整備の実施（西久万地区）：工事完了
- ・[新規]内水ハザードマップの作成・周知：作成・周知啓発
- ・[新規]避難確保計画作成率（内水）：100%
- ・[新規]高潮ハザードマップの作成・周知：作成・周知啓発
- ・[新規]避難確保計画作成率（高潮）：100%

【目標 2】 大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われることにより，関連死を防ぐ（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 食糧・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

（備蓄や事前対策が不十分で食糧・飲料水等が枯渇する）

- ・指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに，家庭や民間事業所での備蓄を啓発し，県，市民，民間事業者，地域団体などと連携して備蓄を推進する。また，民間流通業者との供給協定による流通備蓄の確保に努める。
- ・生活必需物資の備蓄は小中学校などの指定避難所への分散備蓄が効率的であり，備蓄スペースを確保するための対策を推進する。
- ・学校給食センターについて，災害用備蓄倉庫を併設したほか，災害時でも最低限の炊き出しが可能となるように熱源を備えており，防災拠点として利用する。
- ・上水道施設の耐震化などの対策を着実に推進するとともに，資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。また，災害用協力井戸や防災井戸の整備などによる代替手段の確保を推進する。

（支援物資が届かない）

- ・関係行政機関による高速道路，空港，港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や四国 8 の字ネットワークの整備を促進し，基幹交通の災害対応力強化に努めるとともに，緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化により，活動経路の耐災害性向上を推進する。
- ・河川・海岸堤防の復旧や道路啓開作業，内水排除などを速やかに実施する体制を構築するため，各施設管理者と連携した計画策定や必要な資機材整備を推進するとともに，復旧・復興を担う建設業者の調達を含め，将来にわたった体制の維持に取り組む。
- ・物資配送計画に基づき，物資配送拠点で必要な資機材等の整備を行うとともに，システムやフォークリフト操作等の訓練を通して，支援物資の受入れ及び配送体制の実効性を確保する。

【重要業績指標】

- ・上水道基幹管路の耐震化率：64%
- ・応急給水拠点の整備箇所：11 箇所
- ・物資配送訓練実施回数：1 回（各年）
- ・広域支援物資の集積拠点の整備：フォークリフト 1 台（東部）
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化（耐震性能 2）完了数：60%
- ・避難者 12 万人分の食糧品備蓄率：100%
- ・避難者 12 万人分の毛布備蓄率：100%

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

（孤立集落の被害状況を把握できない）

- ・衛星携帯電話の配備等，孤立する可能性がある地域との通信手段の確保や，要救助者の救出などを推進する。

（孤立状態が短時間で解消できない）

- ・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため，緊急輸送道路の橋梁耐震化や隘路道路の改良などを着実に推進するとともに，集落の活性化や森林・農地・墓地・里山の保全などの取組により，総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。
- ・道路啓開計画に基づき，速やかに総合防災拠点と地域の防災拠点の経路を啓開できる体制を構築する。
- ・中山間地域における医療施設の耐震化や医薬品備蓄など，孤立地域における医療活動の継続に必要な

な防災対策を推進する。

【重要業績指標】

- ・ 林道・基幹作業道・作業道の保全・維持管理：100%
- ・ 救助救出訓練実施回数：1回（各年）
- ・ [新規]孤立集落対策訓練の実施回数：1回（各年）

2-3) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足

(応急活動を担う機関が機能を喪失する)

- ・ 消防署や病院等へのアクセス道路の整備など周辺環境を含めた災害対応力の強化を推進する。

(応急活動を効率的に展開できない)

- ・ 通信基盤の整備や管制システムの高度化などにより、消防・救急機関の情報の収集伝達機能を充実強化する。
- ・ 地震・津波・長期浸水・土砂災害など多様な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、住民の安否や要救助者情報を把握できる体制を構築する。
- ・ 災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、訓練により実効性を高めていく。
- ・ 医療機関や社会福祉施設などの要配慮者利用施設における防災計画やBCPなどを把握し、災害時要配慮者を効率的に救助できる体制を構築する。
- ・ 緊急輸送道路の整備や狭隘道路の拡幅により、災害時に有効な活動拠点や活動経路の整備を推進する。また、災害時の公共地利用計画を踏まえ、災害フェーズに応じた公共地の有効利用を検討する。

(応急活動を行う人員・資源が不足する)

- ・ 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食糧・燃料の備蓄など、必要な対策を推進する。
- ・ 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力強化を着実に推進するとともに、緊急消防援助隊受援計画に基づく受援体制を整備する。
- ・ 広域支援部隊が利用する総合防災拠点の整備や、支援部隊が進出するための緊急輸送道路の整備、道路啓開計画の策定などを推進する。
- ・ 消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組を推進し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。
- ・ 地区別避難計画による浸水区域外や自然地形の高台への避難誘導とともに、救命ボートを利用した講習・訓練などの取組により、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。
- ・ 常時安定した能力が発揮できるよう常備消防及び非常備消防の車両を整備する。

【重要業績指標】

- ・ 消防対策本部体制強化を目的にした運営訓練の実施回数：4回（各年）
- ・ 強靱な消防水利（耐震消火栓・耐震性防火水槽・有効な自然水利）を最低1基以上配置した整備済メッシュの充足率：43%
- ・ 消防団員の充足率：71%
- ・ 施設・車両・装備品・各種計画等に関する知識のアップデートを図るための研修実施回数：1回（各年）
- ・ ガレキに強い災害用救助ボートの整備率：85%

- ・各署所における、救急活動消耗品の2か月分の流通備蓄確保の達成率：100%
- ・消防が行う応急手当講習（上級講習，外傷コース）の受講者数：200人（各年）
- ・[新規]受援体制の構築に向けた実践的訓練の実施：年2回以上（各年）
- ・[新規]高知市消防局車両更新計画に基づき整備した常備消防の車両台数：11台
- ・[新規]高知市消防局車両更新計画に基づき整備した非常備消防の車両台数：13台

2-4) 避難所・福祉避難所の不足や劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理がもたらす，多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（避難所を供与できない）

- ・指定避難所の耐震化を推進するとともに，指定済みの避難所の避難スペース見直しや近隣市町村との相互支援体制の構築などにより，浸水区域外の避難所における収容可能人数の拡充を推進する。また，浸水区域内にあっても床上浸水しないことが見込まれる施設など，避難所として利用できる可能性がある施設を検討する。
- ・市職員・教職員・施設管理者・自主防災組織などの連携により，避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- ・福祉避難所の指定拡充を継続するとともに，指定避難所のバリアフリー化や障がい者対応設備の設置により，福祉避難所以外でも要配慮者が避難生活を送れる環境整備を推進する。

（避難生活の長期化やストレスの蓄積等により災害関連死が発生する）

- ・多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し，「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて，避難者が安心して生活できる場を提供するとともに，保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持，災害情報や安否確認などの情報支援，専門家による心のケアなど，避難者の支援体制を整備する。
- ・指定避難所に通信設備・生活必需品・携帯・簡易トイレ・防災井戸・シェルターテント・マンホールトイレなどを整備するとともに，民間事業者との協定締結により，避難生活における良好な生活環境を確保する。また，整備した資機材等については，地域の防災訓練での活用を通して，実効性の確保を図る。
- ・被災者の早期の生活再建を支援するため，応急危険度判定や罹災証明発行，ライフライン復旧，応急仮設住宅や復興住宅の供給などを早期に実行するための体制を整備する。
- ・避難所となっている学校施設について，トイレの洋式化や照明のLED化，校舎等の空調設備など環境整備を推進する。
- ・在宅療養児・者の災害時電源対策の充実に向けて，福祉避難所に医療機器用リチウムイオン蓄電装置を配備する。
- ・防災訓練や防災イベント等におけるトイレトレーラーの展示や利用，家庭における備蓄のチラシ配布等を通して，市民への災害時のトイレ対策に関する啓発を行う。また，トイレトレーラーのけん引免許を取得した職員の運転技術維持のため，設置方法を含めた研修を実施する。

【重要業績指標】

- ・避難者収容人数（目標120,000人分）：76,000人
- ・広域避難計画に基づいた訓練実施数：1回（各年）
- ・福祉避難所の指定箇所数：4箇所（各年）
- ・避難所開設訓練の実施回数：年1回以上（各年）
- ・指定避難所の耐震化率：97.1%
- ・携帯トイレ配備率【避難者12万人の3日分】：100%
- ・簡易トイレ配備率【避難者12万人の3日分】：100%
- ・マンホールトイレ整備数：L1外7基，L1内14基

- ・学校施設の校舎及び屋内運動場のトイレ改修実施件数（公立小中学校等）：25件
- ・学校施設の校舎及び屋内運動場のトイレ改修実施件数（公立高等学校）：4件
- ・再生可能エネルギー設備導入についての検討：検討
- ・避難者12万人分の食糧品備蓄率：100%
- ・避難者12万人分の毛布備蓄率：100%
- ・上水道基幹管路の耐震化率：64%
- ・[新規]学校施設のLED化実施件数等（公立小中学校等）：60件
- ・[新規]学校施設のLED化実施件数等（公立高等学校）：4件
- ・[新規]学校施設の空調整備実施件数等（公立小中学校等）：整備
- ・[新規]学校施設の空調整備実施件数等（公立高等学校）：整備
- ・[新規]学校施設の昇降機改修工事の実施件数等（公立小中学校等）：6件
- ・[新規]学校施設の昇降機改修工事の実施件数等（公立高等学校）：3件
- ・[新規]災害時におけるトイレ対策の啓発回数（広報・展示など）：12回（各年）
- ・[新規]トイレトレーラーけん引免許取得者を対象とした研修回数（実技）：1回（各年）
- ・[新規]シェルターテント購入数（人分・累計）：13,000人分
- ・[新規]医療機器用蓄電装置購入数（累計）：6台

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療施設が機能を喪失する）

- ・医療施設の耐震化や浸水区域外への移転，医薬品の備蓄，BCP策定，災害時医療活動資機材や非常用電源の整備など，医療活動の継続に必要な対策を促進する。

（医療資源が不足する）

- ・災害時にDMATや医薬品などのニーズ把握，支援要請などを的確に行うため，関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し，災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。また，地域の医療機関や医療職者の活用も検討する。
- ・災害発生後の混乱期において活動中の診療場所などの医療情報を，高知医療ネットやEMISなどを通じて市民に提供できる仕組みづくりに取り組む。

【重要業績指標】

- ・救護施設との情報通信網の多重化率：100%
- ・市内病院の耐震化率（一部耐震化は除く）：78.0%
- ・市内病院のBCP策定率：100%

2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

(避難所で感染症が集団発生する)

- ・ 集団避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症予防対策の啓発を推進するとともに、平時から予防接種を推進する。
- ・ 「災害時公衆衛生活動マニュアル」の見直しや感染防護用品の整備、関係団体との協定締結などにより、防疫体制の充実を図るとともに、広域的な連携により、地域のニーズにあった対応が迅速にできる体制を構築する。

(衛生環境が悪化する)

- ・ し尿及びトイレの適正な管理は公衆衛生環境を保全する上で重要な役割を担うため、災害用トイレの設置、し尿処理設備や下水道施設の地震・津波対策、下水道BCPに基づく下水道の応急復旧体制の構築などを推進する。加えて、発災後には長期浸水域外の住民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を着実に進める。
- ・ 大規模自然災害の発生による斎場の処理能力不足を想定し、斎場BCPの策定や事業継続するために必要な機能の整備とともに、広域連携の検討を進める。
- ・ 防災訓練や防災イベント等におけるトイレトレーラーの展示や利用、家庭における備蓄のチラシ配布等を通して、市民への災害時のトイレ対策に関する啓発を行う。また、トイレトレーラーのけん引免許を取得した職員の運転技術維持のため、設置方法を含めた研修を実施する。

【重要業績指標】

- ・ 業務継続計画に基づく消毒・害虫駆除のマニュアル見直し及び研修の実施回数（年間）：1回（各年）
- ・ 下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率：89.8%
- ・ [新規]災害時におけるトイレ対策の啓発回数（広報・展示など）：12回（各年）
- ・ [新規]トイレトレーラーけん引免許取得者を対象とした研修回数（実技）：1回（各年）

【目標3】 外部支援の迅速な受入れ等により、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災や外部支援の受入れが遅れること等による機能の大幅な低下

(施設が被災し行政機能を喪失する)

- ・ 保育所や学校施設等の耐震化を着実に推進するとともに、市所管施設について、「公共施設マネジメント基本計画」などの計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りつつ、耐震化を推進する。
- ・ 各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、水・食糧、資機材などの整備を推進する。
- ・ 停電時でも活動できる災害対応型給油所の整備を促進する。
- ・ 庁舎や市所管施設に、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置などの再生可能エネルギーの導入について検討する。
- ・ 行政機関の機能確保は極めて重要であり、業務継続計画に基づく訓練等を通して、定期的に計画の内容を点検し、非常時優先業務の見直しなど、業務継続体制の強化を図る。
- ・ 被害状況などの各種情報を迅速に収集伝達し、防災関係機関で共有するために、総合防災情報システムの習熟に努めるとともに、通信ネットワークの多重化や耐災性の向上を図る。

(職員が参集できない)

- ・ 行政人員の絶対的不足に備え、業務継続計画・受援計画に基づく初動訓練や協定締結団体との訓練を実施することにより、大規模災害時における受援体制の構築を図る。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

【重要業績指標】

- ・ 庁舎の耐震化率：100%
- ・ 外部データセンターへ移設するなど保全対策をしたシステム割合：100%
- ・ 応急活動に必要な職員用の水・食糧の備蓄率：100%
- ・ 災害対応型給油所数：17箇所
- ・ 被災者支援に係るシステムの定期的な訓練数：1回（各年）
- ・ 菖蒲谷プラスチック減容工場の土砂災害対策工事の検討：検討
- ・ 消防対策本部体制強化を目的にした運営訓練の実施回数：4回（各年）
- ・ 指定避難所の耐震化率：97.1%
- ・ 再生可能エネルギー設備導入についての検討：検討
- ・ [新規]BCP及び受援計画に基づく訓練実施回数：1回（各年）
- ・ [新規]協定締結団体との訓練実施回数：1回（各年）
- ・ [新規]受援体制の構築に向けた実践的訓練の実施：年2回以上（各年）

【目標 4】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

4-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞

- ・事業者によるBCP策定や耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。
- ・事業活動の再開には交通、物流、ライフラインの早期復旧が重要であり、道路やライフラインの防災対策や事業停滞の大きな要因となる長期浸水への対策を推進する。

【重要業績指標】

- ・事業者BCPの策定率：58%
- ・再エネ・蓄エネ設備の導入支援数の取組の検討：検討

4-2) 大規模地震に伴う有害物質等の大規模拡散・流出等

- ・石油や化学薬品などの有害物質の拡散・流出を防止するため、農業用燃料タンクの地震・津波対策などを促進する。また、関係機関と連携した危険度調査や有害物質に関する情報共有により、市民への危険情報の発信や流出物の回収・処理が迅速にできる体制を構築する。

【重要業績指標】

- ・有害物質の情報把握実施：100%
- ・流出防止機能付農業用タンクの設置数：150基

【目標 5】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフライン（情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の被害を最小限に抑え、早期復旧を図る

5-1) 情報通信（テレビ・ラジオ・インターネット等）の長期停止により災害情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体が連携した取組を進める。
- ・電力供給や電気通信、TV放送、インターネット通信などが停止した場合でも、住民への防災情報の伝達や災害救助活動ができるように、防災拠点や避難所における通信システムの多重化や耐災害性の向上を図る。
- ・孤立した避難者による要救助情報の発信や災害情報の取得を可能とするために、通信断絶時でも使用できる「高知市津波SOSアプリ」の普及啓発や訓練の実施により、救助救出体制を強化する。

【重要業績指標】

- ・119番通報を受信できる体制の確保（消防通信指令システムの正常な稼働率）：100%
- ・「高知市津波SOSアプリ」のアカウント数：23,000

5-2) 電気、石油、ガスの供給機能の停止

- ・ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組を進める。
- ・道路啓開計画に基づき、速やかに変電所などの地域の防災拠点までのルートを開通できる体制を構築する。
- ・エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を促進するとともに、応急活動用燃料の備蓄や自家発電装置の整備を推進する。
- ・庁舎や市所管施設に、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置などの再生可能エネルギーの導入について検討する。

【重要業績指標】

- ・災害対応型給油所数：17箇所
- ・再生可能エネルギー設備導入についての検討：検討

5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- ・上水道施設の耐震化などの対策を着実に推進するとともに、資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。また、災害用協力井戸や防災井戸の整備などによる代替手段の確保を推進する。
- ・水再生センターや重要な幹線などの地震・津波対策を着実に推進する。また、下水道BCPに基づく応急対策を実施するために、必要な資機材や情報伝達機器を整備するとともに、広域応援体制の構築や応急対策訓練の実施などにより、その実効性を高めていく。
- ・発災後に長期浸水域外の住民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を着実に進める。
- ・汲み取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽台帳システムのデータ充実を継続する。
- ・し尿処理施設や収集拠点施設の地震・津波対策を推進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、希釈水の確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制を構築する。また、現状の施設では対応できない避難所トイレから多量に発生するし尿についても、柔軟に処理対応できる施設整備を行う。

【重要業績指標】

- ・上水道基幹管路の耐震化率：64%
- ・応急給水拠点の整備箇所（のべ）：11箇所
- ・水再生センターの重要施設における建屋の耐震・耐津波化の実施施設数：14施設
- ・中心市街地の重要な下水道管きよの耐震化延長：6.8km
- ・下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率：89.8%

5-4) 基幹的交通ネットワーク（高速道路・空港・港湾等）の機能停止や地域交通ネットワークが分断する事態

- ・関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や四国8の字ネットワークなどの道路整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。
- ・高速道路の被災による機能停止に備え、関係行政機関と連携して代替ルートとなる緊急輸送道路の災害対応力強化を促進する。
- ・基幹的交通ネットワークの道路啓開計画やBCPを踏まえ、関係機関が連携した応急活動体制の構築を推進する。
- ・緊急輸送道路は、橋梁耐震化などの災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路間の接続による既存ルートの代替性確保や防災拠点への経路確保に必要な幹線道路の整備を着実に推進する。
- ・災害発生時に幹線道路の代替ルートとして活用できる避難路や農道について、橋梁耐震化や狭隘道路の拡幅、歩道整備など、道路の耐災害性を向上する対策を推進する。
- ・長寿命化計画による橋梁の維持管理を推進する。また、道路機能を維持するため、点検や路面下空洞化調査などを実施し、道路施設の修繕を着実に実施する。
- ・策定中の道路啓開計画に基づき、速やかに総合防災拠点と地域の防災拠点の経路を啓開できる体制を構築し、資材の調達や建設業の人材確保を含め、将来にわたった体制の維持に取り組む。

【重要業績指標】

- ・緊急輸送道路又は指定予定である幹線道路の4路線の整備進捗：供用開始
- ・非耐震性防火水槽の撤去数：16基
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化（耐震性能2）完了数：60%

【目標6】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物処理計画の改定を進めるとともに、その実効性を向上するための教育訓練による人材育成をはじめとした事前対策を図る。
- ・有害性・危険性のある災害廃棄物は、事前に発生源となる施設の位置情報などを整理し、適切な回収・保管・処理・処分の方法を把握する。
- ・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を確保するため、他の利用計画も踏まえた災害時土地利用計画を定め、必要な場所、面積を検討する。また、公園・緑地の整備や広域連携、民有地の利活用などにより、必要な仮置場の確保を推進する。
- ・廃棄物処理施設などについて、燃料備蓄などの地震対策を推進し、災害時に早急に受入れできる体制を構築する。
- ・広域応援協定や民間団体との協定締結を推進し、災害時の廃棄物処理体制を構築する。
- ・災害廃棄物の処理は、最大限の2R（再利用・再資源化）を基本とするが、大規模災害の場合は最終処分が必要な災害廃棄物量が膨大となるため、不足する最終処分場を広域的に確保する。また、災害時に廃棄物処理が停滞しないよう、清掃工場の機器更新により、想定期間内に自立稼働できる体制の構築に取り組む。
- ・災害廃棄物の処理の進捗状況に伴い、大量に生産される再生資材を、復興資材として活用する仕組みを整備する。

【重要業績指標】

- ・仮置場候補地の検証：候補地の検証
- ・プラント用水外部供給の安定的な確保：プラント用水安定供給の検証（各年）
- ・災害廃棄物処理計画の改定及び事前対策の推進：計画に基づく研修等（各年）
- ・再生資源処理センター再整備の進捗状況：再整備の検証（各年）
- ・有害物質の情報把握実施：100%
- ・[新規]清掃工場の地震対策：機器更新計画の策定，更新工事の実施設計

6-2) 啓開等の復旧・復興を担う資源の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であり、関係行政機関と連携して地籍調査を推進する。
- ・復旧・復興で重要な役割を担う建設会社のBCP策定を促進し、建設業の担い手確保につながる取組を長期的な視野で推進する。
- ・道路啓開などの復旧・復興に関する事前計画を策定し、必要な拠点設備や資機材を整備するとともに、広域協定や民間との災害協定の締結を推進する。
- ・復旧活動を担うボランティアの受入れ・派遣を円滑に行うため、ボランティアセンターの運営体制を整備する。

【重要業績指標】

- ・地籍調査の対象面積に対する進捗率：53%

6-3) 地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画が定まらない等により
復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・防災計画の策定や訓練・防災教育を通じて、自主防災組織・学校・消防団などの各種団体の地域内連携を推進し、地域のコミュニティ力と災害対応力の向上を図る。
- ・発災後に被災状況に応じた計画を速やかに策定し、まちの機能回復に要する時間を短縮するため、事前対策として既存計画との調整を図り、復興への備えを検討する「事前復興まちづくり計画」を策定する。
- ・地震保険の加入や事業者BCPの策定などの市民や事業者による事前の備えを促進するとともに、被災した住家の被害を調査し、被害の程度を証明するり災証明書を交付するためのマニュアルやシステムの整備など、被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を構築する。
- ・早期の生活再建に向け、支援制度を迅速かつ適切に被災者に提供するため、個々の被災状況に合わせて庁内の関係課や庁外の専門家団体が連携して一体的な支援を行う、災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。
- ・生活再建支援金や罹災証明書など、大規模災害の被災者を対象に行政が設ける様々な生活再建支援制度について、各種講座やSNS等を活用し、平時から普及啓発する。

【重要業績指標】

- ・講習会等の実施回数（年間）：1回（各年）
- ・事前復興まちづくり計画の策定：事前復興まちづくり計画（素案）の作成，地区別事前復興まちづくり計画の作成（8地区）
- ・[新規]災害ケースマネジメントの実施体制の構築：実施計画策定，周知・見直し
- ・[新規]被災後の生活再建支援制度に関する啓発回数：12回（各年）
- ・[新規]住家被害認定調査業務を効率化するシステムの導入及び習熟：システム導入・訓練等実施

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ・復興に向けて仮設住宅の確保を図るために、仮設住宅の必要戸数の検討，建設予定地の検討などを事前に行う。また，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備を担う建設業者の育成やBCP策定促進による対策を進める。
- ・大規模災害時には，様々な災害応急対応業務において用地の確保が必要となることから，平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込を集約し，事前の調整を進める。

【重要業績指標】

- ・応急仮設住宅の確保：民有地情報の精査（各年）
- ・地籍調査の対象面積に対する進捗率：53%

■すべての目標を達成するために下支えとなる取組

「強靱な高知市」を構築する地域共生社会に向けた取組

（自主防災組織の強化）

- ・避難行動や近隣住民同士での救助活動で重要な役割を担う自主防災組織の活性化を目的として、資機材や施設の整備などの活動を支援する。

（自主防災組織の育成）

- ・共助の担い手である自主防災組織（単組）の活動を活発化させるために、各単組に消防が働き掛け、防災訓練・指導回数の増加を図る。

（防災士の養成）

- ・地域における防災活動を担う人材を養成するため、防災士の資格取得を支援する。

（地域内連携体制の整備）

- ・各地域の町内会・自治会などの地縁組織や民協・社協・青少協・NPOなどの各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。

（学校における防災教育の推進）

- ・実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。

（地域福祉の推進）

- ・高知市社会福祉協議会と連携し、住民や事業者、地域の関係団体などの多様な主体がつながりを持ち、それぞれの役割を果たして地域づくりに参画することで、地域力を強化し、支え合い・見守りなど「つながり」のあるまちづくりに取り組む。

【重要業績指標】

- ・自主防災組織の活動率：50%（各年）
- ・消防が携わった自主防災組織訓練数：180回
- ・市民の防災士の資格取得者数：100人（各年）
- ・職員の防災士の資格取得者数：120人（各年）
- ・地域内連携協議会の設立数：36地区
- ・17中学校区、2義務教育学校区及び高知特別支援学校における地域との連携による防災教育推進：100%
- ・地域住民が助け合っていると思う市民の割合：50%（各年）

第2節 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は以下のとおりである。

1 個別施策分野

①行政機能

(庁舎や所管施設の防災機能強化)

- ・ 保育所や学校施設等の耐震化を着実に推進するとともに、市所管施設について、「公共施設マネジメント基本計画」などの計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りつつ、耐震化を推進する。
- ・ 各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、水・食糧、資機材などの整備を推進する。
- ・ 庁舎や市所管施設に、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置などの再生可能エネルギーの導入について検討する。

(業務継続体制の強化)

- ・ 行政機関の機能確保は極めて重要であり、業務継続計画に基づく訓練等を通して、定期的に計画の内容を点検し、非常時優先業務の見直しなど、業務継続体制の強化を図る。
- ・ 被害状況などの各種情報を迅速に収集伝達し、防災関係機関で共有するために、総合防災情報システムの習熟に努めるとともに、通信ネットワークの多重化や耐災性の向上を図る。
- ・ 大規模自然災害の発生による斎場の処理能力不足を想定し、斎場BCPの策定や事業継続するために必要な機能の整備とともに、広域連携の検討を進める。

(支援人員の受入れ体制の構築)

- ・ 行政人員の絶対的不足に備え、業務継続計画・支援計画に基づく初動訓練や協定締結団体との訓練を実施することにより、大規模災害時における受援体制の構築を図る。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。
- ・ 復旧活動を担うボランティアの受け入れや派遣を円滑に行うため、ボランティアセンターの運営体制を整える。

(生活再建支援体制の構築)

- ・ 被災した住家の被害を調査し、被害の程度を証明するり災証明書を交付するためのマニュアルやシステムの整備など、被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を構築する。
- ・ 早期の生活再建に向け、支援制度を迅速かつ適切に被災者に提供するため、個々の被災状況に合わせて庁内の関係課や庁外の専門家団体が連携して一体的な支援を行う、災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

②住民避難・自主防災

(防災意識の向上)

- ・ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発する。
- ・ 高齢化社会の進行による要配慮者数の拡大に備え、高齢者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援などを推進する。
- ・ 各種ハザードマップの作成や大規模盛土造成地マップの公表などの危険性や早期避難の重要性に関する市民への啓発を継続するとともに、防災教育や避難訓練の支援などにより、避難意識の向上を

図る。

- ・生活再建支援金や罹災証明書など、大規模災害の被災者を対象に行政が設ける様々な生活再建支援制度について、各種講座やSNS等を活用し、平時から普及啓発する。

(地域の防災力向上)

- ・地域が防災活動を推進するための施設、資材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。また、学校での防災教育や地域の防災リーダー育成を進めるとともに、各種団体の地域内連携を推進し、共助に必要な地域のコミュニティ力と災害対応力の向上を図る。

(災害情報の伝達体制の強化)

- ・市民に地震・津波の発生をいち早く伝達するために、関係行政機関による地震・津波観測網の早期構築を促進するとともに、避難情報の判断・伝達マニュアルの見直しや情報伝達訓練の実施により、本市の情報収集・伝達体制を強化する。
- ・市民に避難情報を確実に伝達するため、緊急速報メールやSNSなどを利用し、情報伝達手段を多様化するとともに、防災行政無線の配備拡充やデジタル化などによる通信設備の充実強化を図る。

(避難体制の構築)

- ・津波避難ビルの指定などによる津波避難空間の確保を継続するとともに、避難訓練を実施したうえで、津波避難計画の検証を行い、その実効性を高めていく。
- ・避難行動の支援や救助活動を行なっている消防団や自主防災組織などの安全確保に必要な資機材の整備や退避ルールの確立を推進する。
- ・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- ・避難確保計画作成義務のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促進し、要配慮者の避難体制を強化する。

(避難所の整備)

- ・指定避難所の耐震化を推進するとともに、指定済みの避難所の避難スペース見直しや近隣市町村との相互支援体制の構築などにより、浸水区域外の避難所における収容可能人数の拡充を推進する。また、浸水区域内にあっても床上浸水しないことが見込まれる施設など、避難所として利用できる可能性がある施設を検討する。
- ・指定避難所に通信設備・生活必需品・携帯・簡易トイレ・防災井戸・シェルターテント・マンホールトイレなどを整備するとともに、民間事業者との協定締結により、避難生活における良好な生活環境を確保する。また、整備した資機材等については、地域の防災訓練での活用を通して、実効性の確保を図る。
- ・トイレトレーラーのけん引免許を取得した職員の運転技術維持のため、設置方法を含めた研修を実施する。
- ・福祉避難所の指定拡充を継続するとともに、指定避難所のバリアフリー化や障がい者対応設備の設置により、福祉避難所以外でも要配慮者が避難生活を送れる環境整備を推進する。
- ・市職員・教職員・施設管理者・自主防災組織などの連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- ・多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケアなど、避難者の支援体制を整備する。
- ・避難所となっている学校施設について、トイレの洋式化や照明のLED化、空調設備など環境整備を推進する。
- ・在宅療養児・者の災害時電源対策の充実に向けて、福祉避難所に医療機器用リチウムイオン蓄電装置を配備する。

(生活必需物資の確保)

- ・指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、市民、民間事業者、地域団体などと連携して備蓄を推進する。また、民間流通業者との供給協定などにより流通備蓄の確保に努める。
- ・生活必需物資の備蓄は小中学校などの指定避難所への分散備蓄が効率的であり、備蓄スペースを確保するための対策を推進する。
- ・学校給食センターについて、災害用備蓄倉庫を併設したほか、災害時でも最低限の炊き出しが可能となるように熱源を備えており、防災拠点として利用する。
- ・物資配送計画に基づき、物資配送拠点で必要な資機材等の整備を行うとともに、システムやフォークリフト操作等の訓練を通して、支援物資の受入れ及び配送体制の実効性を確保する。

(長期浸水対策)

- ・津波避難ビルへの救命ボートや非常用トイレなどの備蓄を推進する。また、津波避難ビルなどで長期間孤立することを想定した食糧などの備蓄の必要性について、市民への周知・啓発を推進する
- ・孤立した避難者による要救助情報の発信や災害情報の取得を可能とするために、通信断絶時でも使用できる「高知市津波SOSアプリ」の普及啓発や訓練の実施により、救助救出体制を強化する。
- ・地区別避難計画による浸水区域外や自然地形の高台への避難誘導とともに、救命ボートを利用した講習・訓練などの取組により、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。

③消火・救急・救助

(災害時の活動能力強化)

- ・災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食糧・燃料の備蓄など、必要な対策を推進する。
- ・消防・救急無線のデジタル化による通信基盤の整備や管制システムの高度化などにより、消防・救急機関の情報の収集伝達機能を充実強化する。
- ・地震・津波・長期浸水・土砂災害など多様な災害現場に対応した訓練環境や必要な装備・資機材を整備し、住民の安否や要救助者情報を把握できる体制の構築、救助・救急機関の災害対応力強化を着実に推進する。
- ・火災、煙、有害物質の流出などに備え、必要な対策を推進する。

(関係機関との連携強化)

- ・災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、訓練により実効性を高めていく。
- ・緊急消防援助隊受援計画に基づく受援体制を整備するとともに、災害時の応急期機能配置計画を踏まえ、災害フェーズに応じた公共地の有効利用を検討する。
- ・医療機関や社会福祉施設などの要配慮者利用施設における防災計画やBCPなどを把握し、災害時要配慮者を効率的に救助できる体制を構築する。

(地域防災力の強化)

- ・消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組を推進し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。

④教育・保育

(学校、保育園などの防災機能強化)

- ・児童・生徒等の安全を確保するとともに、指定避難所としての機能を維持するために、耐震化や老朽化対策、建築非構造部材の耐震対策、生活必需物資の備蓄を推進する。

(防災教育の推進)

- ・実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施などにより、子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもたちから発信する防災活動や、将来に地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

⑤住宅・都市

(住宅の耐震化、室内安全対策)

- ・住宅の耐震化率の向上を図るため、市民に耐震診断・改修・解体費の助成などの制度周知を進めるとともに、住宅耐震化の必要性の啓発や低コスト工法の紹介など、広報の充実も含めて住宅耐震化事業を推進する。
- ・家庭での室内安全対策を進めるため、対策の必要性の啓発や要配慮者などに対する支援制度の周知を進める。

(災害に強い市街地の形成)

- ・土地区画整理事業や狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、災害時の緊急避難場所や防災拠点として果たす役割が大きい公園・緑地の整備、建築物の耐火構造化などの対策を推進し、地震や火災に強い市街地を形成する。
- ・ブロック塀の安全対策や老朽住宅（空家）の除却への助成、橋梁耐震化などによる避難路の安全対策を推進する。

(交通ネットワークの災害対応力強化)

- ・関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や四国8の字ネットワークの整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。
- ・高速道路の被災による機能停止に備え、関係行政機関と連携して代替ルートとなる緊急輸送道路の災害対応力強化を促進する。
- ・緊急輸送道路は、橋梁耐震化などの災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路間の接続による既存ルートの代替性確保や防災拠点への経路確保に必要な幹線道路の整備を着実に推進する。
- ・災害発生時に幹線道路の代替ルートとして活用できる避難路や農道について、橋梁耐震化や狭隘道路の拡幅、歩道整備など、道路の耐災害性を向上する対策を推進する。

(堤防や水門、内水排除施設の地震・津波対策)

- ・発生頻度の高い津波からは浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐために、関係行政機関による河川・海岸堤防の耐震化などの地震・津波対策を促進する。
- ・水門や陸こうなどの操作担当者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖を促進する。
- ・長期浸水を短時間で解消するため、雨水ポンプ場や排水機場などの内水排除施設の地震・津波対策を推進する。

(風水害に対する浸水対策)

- ・都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な河川改修事業を計画実施するとともに、関係行政機関による河川改修を促進する。
- ・ポンプ場や雨水貯留管などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保

全による洪水調節機能の維持向上を図る。また、風水害時の避難を迅速に行うためのハザードマップ作成や防災情報の収集・伝達体制の強化などのソフト対策を組み合わせ、総合的に浸水対策を推進する。

- ・河川や水路の浚渫や下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災人材の育成を推進する。

(土砂災害対策)

- ・関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、適切な避難情報や市民への伝達方法を検討する。

(中山間地域の防災力向上)

- ・衛星携帯電話の配備等、孤立する可能性がある地域との通信手段の確保や、要救助者の救出などを推進する。
- ・中山間地域の孤立を防止するため、緊急輸送道路の橋梁耐震化や狭隘道路の改良などを着実に推進するとともに、集落の活性化や森林・農地・墓地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。

(防災拠点の整備)

- ・周辺環境も含めて長期浸水時に利用できる防災拠点・輸送経路の整備を推進する。

(応急活動体制の整備)

- ・河川・海岸堤防の復旧や道路啓開作業、内水排除などを速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な資機材整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者の調達を含め、将来に渡った体制の維持に取り組む。

(上水道の供給確保)

- ・上水道施設の耐震化などの対策を着実に推進するとともに、資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。また、災害用協力井戸や防災井戸の整備などによる代替手段の確保を推進する。

(汚水処理施設等の機能確保)

- ・水再生センターや重要な幹線などの地震・津波対策を着実に推進する。また、下水道BCPに基づく応急対策を実施するために、必要な資機材や情報伝達機器を整備するとともに、広域応援体制の構築や応急対策訓練の実施などにより、その実効性を高めていく。
- ・発災後に長期浸水域外の住民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を着実に進める。また、浄化槽台帳システムのデータ充実に継続する。
- ・し尿処理施設や収集拠点施設の地震・津波対策を推進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、希釈水の確保などの対策により、災害時に自立稼動する体制を構築する。また、現状の施設では対応できない避難所トイレから多量に発生するし尿についても、柔軟に処理対応できる施設整備を行う。

(災害廃棄物処理の体制強化)

- ・災害廃棄物処理計画の改定を進めるとともに、その実効性を向上するための教育訓練による人材育成をはじめとした事前対策を図る。
- ・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を確保するため、他の利用計画も踏まえた災害時土地利用計画を定め、必要な場所、面積を検討する。また、公園・緑地の整備や広域連携、民有地の利活用などにより、必要な仮置場の確保を推進する。
- ・廃棄物処理施設などについて、燃料備蓄などの地震対策を推進し、災害時に早急に受け入れできる体

制を構築する。

- ・ 広域応援協定や民間団体との協定締結を推進し、災害時の廃棄物処理体制を構築する。
- ・ 災害廃棄物の処理は、最大限の2R（再利用・再資源化）を基本とするが、大規模災害の場合は最終処分が必要な災害廃棄物量が膨大となるため、不足する最終処分場を広域的に確保する。
- ・ 災害廃棄物の処理の進捗状況に伴い、大量に生産される再生資材を、復興資材として活用する仕組みを整備する。

（有害物質処理の体制強化）

- ・ 有害性・危険性のある災害廃棄物は、事前に発生源となる施設の位置情報などを整理し、適切な回収・保管・処理・処分の方法を把握する。
- ・ 石油や化学薬品などの有害物質の拡散・流出を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底を促進するとともに、関係機関と連携した危険度調査や有害物質に関する情報共有により、市民への危険情報の発信や流出物の回収・処理が迅速にできる体制を構築する。

（迅速な復興のための事前準備）

- ・ 被災した宅地や建築物による二次被害を防止するため、関係行政機関と連携して、宅地や建築物の応急危険度判定体制を整備する。
- ・ 被災者の生活再建を支援するため、応急仮設住宅や復興住宅の供給を早期に実行するための体制を整備する。

⑥保健医療・福祉

（医療施設、社会福祉施設などの機能維持）

- ・ 医療施設の耐震化や浸水区域外への移転、医薬品の備蓄、BCP策定、災害時医療活動資機材や非常用電源の整備など、医療活動の継続に必要な対策を促進する。
- ・ 長期浸水域外への北消防署、赤十字病院の移転を推進するとともに、アクセス道路の整備など周辺環境を含めた災害対応力の強化を推進する。
- ・ 中山間地域における医療施設の耐震化や医薬品備蓄など、孤立地域における医療活動の継続に必要な防災対策を推進する。
- ・ 医療施設、社会福祉施設などの要配慮者利用施設において、耐震化や浸水区域外への移転、BCP策定、通信手段や非常用電源の確保など、事業継続に必要な対策を促進する。

（災害時医療体制の整備）

- ・ 災害時にDMATや医薬品などのニーズ把握、支援要請などを的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。また、地域の医療機関や医療職者の活用も検討する。
- ・ 災害発生後の混乱期において活動中の診療場所などの医療情報を、高知医療ネットやEMISなどを通じて市民に提供できる仕組みづくりに取り組む。

（疫病・感染症などの発生防止）

- ・ 集団避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症予防対策の啓発を推進するとともに、平時から予防接種を推進する。
- ・ 「災害時公衆衛生活動マニュアル」の見直しや感染防護用品の整備、関係団体との協定締結などにより、防疫体制の充実を図るとともに、広域的な連携により、地域のニーズにあった対応が迅速にできる体制を構築する。
- ・ 防災訓練や防災イベント等におけるトイレトレーラーの展示や利用、家庭における備蓄のチラシ配布等を通して、市民への災害時のトイレ対策に関する啓発を行う。

⑦産業・エネルギー

（事業者のBCP策定）

- ・事業者によるBCP策定や耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。
- ・復旧・復興で重要な役割を担う建設会社のBCP策定を促進し、建設業の担い手確保につながる取組を長期的な視野で推進する。

（ライフライン事業者などとの連携による災害対策）

- ・ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組を進める。
- ・道路啓開計画に基づき、速やかに変電所などの地域の防災拠点までのルートを啓開できる体制を構築する。
- ・農業用燃料タンクの地震・津波対策など、事業者による火災対策を促進する。
- ・停電時でも活動できる災害対応型給油所の整備を促進する。

⑧土地利用

（災害に強い土地利用）

- ・災害リスクの高いエリアからの公共施設の移転や、土砂災害の危険性の高い区域での居住を抑制するなど、暮らしの安全性を確保し、安心できる居住地の形成を誘導する。
- ・密集市街地は大規模地震時に火災が延焼する危険性が高いことや老朽化が進んでいる建物崩壊による避難路等の途絶を防止する必要があることから、土地の合理的かつ健全な高度利用と安全で快適なまちづくりを図る。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- ・高知市事前復興まちづくり計画に基づき、被災後の迅速な復興を可能にするため、平時から復興方針（案）の住民周知や復興体制の整備、復興手順の事前検討を進める。
- ・地域住民、事業者、行政が協働して地区ごとの復興ビジョンを策定し、地域の特性や課題を踏まえた実効性のある復興計画の策定を目指す。
- ・被災後の土地利用計画や市街地整備計画の策定に備え、事前に復興シミュレーションを実施し、被災後は想定される被害状況に応じた具体的な復興施策の事前検討を推進する。
- ・災害時の仮設住宅用地や災害廃棄物仮置き場等の候補地をあらかじめ選定し、これらの候補地の適切な管理と活用方法についても検討する。
- ・復興まちづくりを担う人材を育成するため、平時から復興に関する研修や訓練を実施し、専門知識を有する職員の確保に努める。

（迅速な復興のための環境整備）

- ・災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、土地境界等を明確化する地籍調査を円滑かつ迅速に推進する。

2 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- ・市民、民間事業者、地域団体等が行う自助、共助、市や防災関係機関が行う公助を防災、減災の両輪として、一体となった安全・安心なまちづくりの推進を、双方向のコミュニケーションにより促進する。
- ・市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練や自主防災組織の活性化などを通して、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する。
- ・学校での防災教育や「防災人づくり塾」などの防災講習会の開催などの推進により、地域の防災リーダーの育成を図る。
- ・ハザードマップの配布や住宅の耐震診断・改修・解体費の助成、室内安全対策の要配慮者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を進め、市民の災害への備えを促進する。

② 老朽化対策

- ・市民生活や経済活動の基盤となる公共施設を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、「公共施設マネジメント基本計画」などの計画に基づき、計画的な施設の保全や更新、長寿命化等により財政負担の軽減と平準化を図りながら、災害に備える機能や配置を確保していく。
- ・橋梁や公園、上水道・下水道施設、農地排水機場、農業集落排水施設などのインフラ施設は、長寿命化計画やマネジメント計画の策定を行い、これに基づく点検や修繕、更新など、計画的な維持管理を着実に推進し、必要な機能の維持とライフサイクルコストの低減を図る。
- ・施設情報のデータ化などにより情報の管理・共有体制を強化し、計画的な維持管理に必要な環境整備を行うとともに、維持管理や更新を担う技術者の育成に努める。

③ 平時に活用される施策の有効利用

- ・フェーズフリーの考え方にに基づき、地域振興や教育、福祉の充実など平時に活用される施策に、災害時にも有効に利用できる機能を組み合わせ、効率的な施策の推進を図る。
- ・東部総合運動公園多目的ドームを、災害発生時には緊急物資等の集積、荷捌きを行う物資拠点として利用する。
- ・学校給食センターについて、災害用備蓄倉庫を併設したほか、災害時でも最低限の炊き出しが可能となるように熱源を備えており、防災拠点として利用する。

④ 人材育成

- ・実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。
- ・避難行動や近隣住民同士での救助活動で重要な役割を担う自主防災組織の活性化を目的として、資機材や施設の整備などの活動を支援する。
- ・地域防災力の中核である消防団が、自主防災組織等に対して、訓練指導を行えるよう消防団防災リーダーを育成する。
- ・地域における防災活動を担う人材を養成するため、防災士の資格取得を支援する。
- ・各地域の町内会・自治会などの地縁組織や民協・社協・青少協・NPOなどの各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。

- ・高知市社会福祉協議会と連携し、住民や事業者、地域の関係団体などの多様な主体がつながりを持ち、それぞれの役割を果たして地域づくりに参画することで、地域力を強化し、支え合い・見守りなど「つながり」のあるまちづくりに取り組む。
- ・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を検討する。
- ・平時においてインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の人材の確保・育成を図る必要がある。
- ・民間企業等による自助・公助の取組を強化するため、民間企業等の内部でのBCPの担い手の育成を図る必要がある。

⑤官民連携

- ・災害対応に民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する必要がある。実効性のある体制とするため、官民の協定締結、連携を反映した個々の計画の策定、実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。
- ・個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、市と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受け入れ体制の整備をする必要がある。

⑥デジタル活用

- ・平時の防災啓発や発災時の避難情報等の伝達手段として、SNS（LINE、X）を活用する。
- ・総合防災情報システムや被災者支援システム等、発災後に使用する各種システムについて、平時から研修や訓練を通して操作の習熟に努めるほか、効率的な運用方法について検討する。
- ・被災者の生活再建を迅速に行うため、住家の被害認定調査業務を効率化するシステムの導入について検討する。

第 5 章

計画の進捗管理

第5章 進捗管理

第1節 計画の推進期間

本計画は、国の基本計画と同様におおむね5年ごとに計画の見直しを行うこととする。計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とする。

ただし、それ以前についても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じた見直しを行うこととする。

総合計画、地域防災計画や強靱化に係る他の分野別計画については、本計画の今後の改訂に応じて、適切な時期に、本計画で示された方針に基づき、必要な見直しを行っていく。

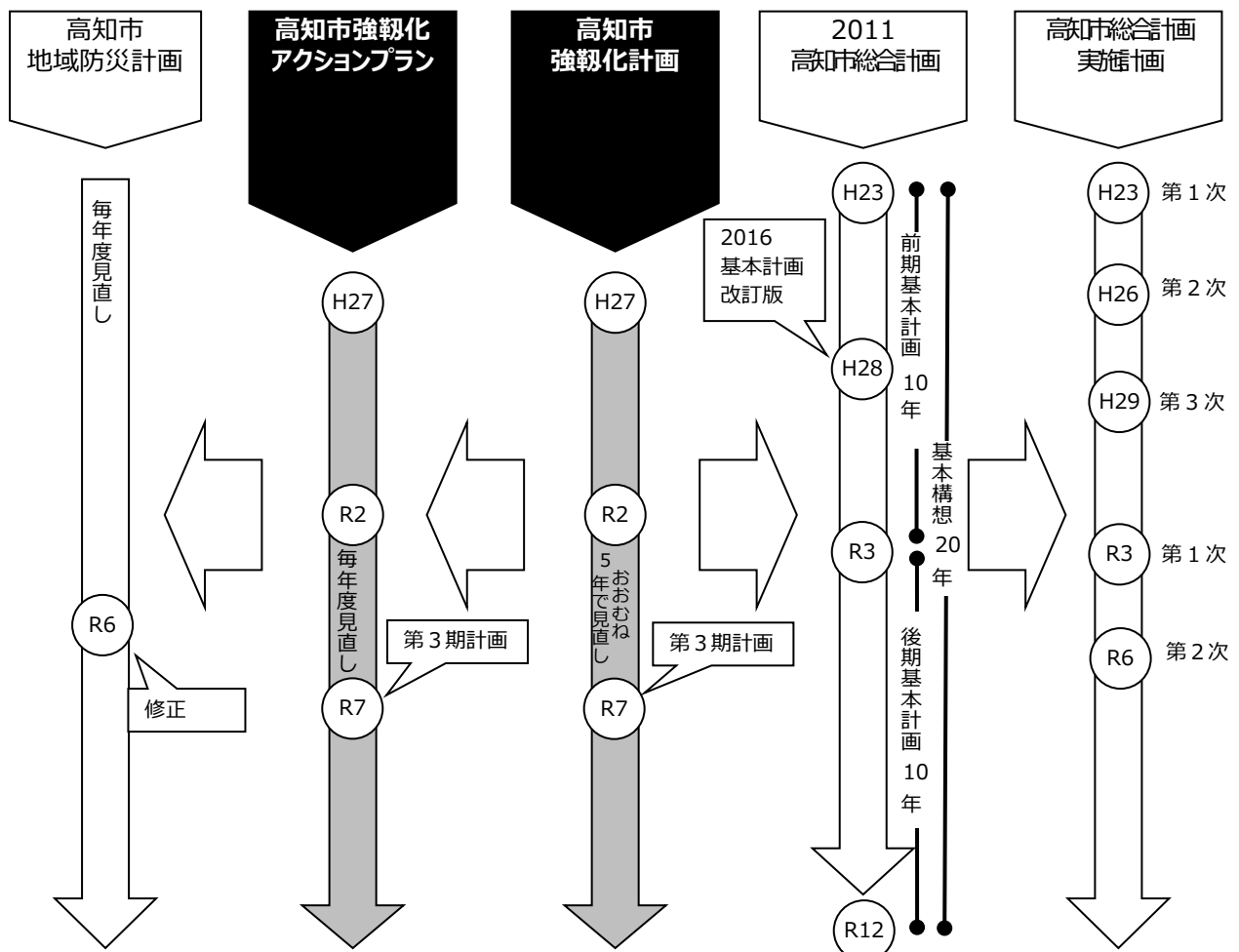


図 計画期間のイメージ

第2節 計画の進捗管理

本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するために、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標について、その具体的な取組内容や目標値を記載した「高知市強靱化アクションプラン 第3期計画」（以下、「アクションプラン」という）を本計画とは別に策定した。

このアクションプランを毎年度検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、高知市総合計画や地域防災計画をはじめとした各種計画における施策を順次追加し、漏れの無い強靱化の取組を推進していく。

用語の説明

◆あ

アンブレラ計画

特定の部分に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。

EMIS（イーミス）

Emergency Medical Information System：広域災害・救急医療情報システム。災害発生時に、被災した都道府県を超えて各医療機関の被災状況や患者受入れ状況などの災害医療に関わる情報の共有や、DMATの管理・運用のためのシステム。

応急危険度判定

大規模な地震や大雨などにより、建築物や宅地が大規模で広範囲に被災した場合に、その被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、二次災害の軽減・防止を図るために住民へ情報を提供するための危険度判定。建築物の判定を行う被災建築物応急危険度判定と、宅地の判定を行う被災宅地応急危険度判定がある。

応急給水拠点

災害時に、配水池に確保した水を給水車などで避難所等に応急給水する際の拠点となる施設。

起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価を行うにあたって、想定するリスクシナリオ。

◆か

緊急遮断弁

地震や水道管の破裂などの異常を感知すると、自動的に緊急閉止できる機能を持ったバルブ。水道管が破裂した場合でも、配水池などの水を無駄なく緊急用水として用いるために設置が進められている。

緊急消防援助隊

大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、全国の消防機関が相互に援助体制を構築し、人命救助活動等を行う消防部隊。

こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）

県内の医療機関、薬局、消防機関及び行政機関をインターネットで結び、各機関からの情報発信や閲覧により情報共有が可能となるシステム。また、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）との連動により、全国への情報発信も可能である。

高知市津波SOSアプリ

長期浸水地域で孤立した避難者の情報を収集し、迅速かつ効率的な救助・救出につなげるために高知市が導入したアプリで、発災後、通信インフラ（電話やインターネット）が使用できない状況でも、スマートフォン本体の機能（Wi-Fi等）を活用し、避難情報をスマートフォン間でバケツリレーのように伝達することができる。

国土強靱化

あらゆるリスクを見据えつつ、大規模自然災害などが発生しても、とにかく人命を守り、

また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築していこうとすること。

◆さ

災害拠点病院

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる病院。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。

災害ケースマネジメント

個別訪問・相談により、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

災害時公衆衛生活動マニュアル(高知市災害時公衆衛生活動マニュアル)

大規模災害発生時に発生する多くの傷病者に備えて、災害直後の医療対策本部立ち上げから急性期の医療救護活動、保健所活動を迅速に行うために高知市保健所が定めたマニュアル。

災害対応型給油所

災害時に電気などの供給が停止した場合でも、給油ができる自家発電設備などの設備を備えた給油所。

災害廃棄物

地震や津波などの災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などがれきのこと。

災害用協力井戸

大規模災害時に、近隣の被災者へ「生活用水」として提供される、事前に登録された市民が

所有する井戸。

朔望(さくぼう)平均満潮位

各月の朔(新月)または望(満月)の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値。

指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した施設。

事前復興まちづくり計画

発災後、迅速かつ着実にまちの復旧・復興を進めることができるよう、あらかじめ復興の課題を想定し、まちづくりの目標や実施方針、目標の実現にむけた課題や課題解決の方策をとりまとめたもの。発災前にあらかじめ策定しておくことで、早期の復旧・復興事業の着手及び職員の業務の負担軽減、被災後のまちの復興を早めることに繋がる。

深層崩壊

山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象。

重要業績指標(KPI: Key Performance Indicator)

各プログラムの達成度や進捗度を把握するために設定した指標。本計画では、プログラムとの関連性が高く、事態回避に寄与が大きい施策に関する指標を選定している。

受援計画(高知市受援計画)

大規模災害時は参集困難な職員も多く発生し、外部支援(受援)が必要となることから、外部支援を円滑に受け入れ、最も必要なところに早期かつ適切に配分するなど、総合調整

を行うために策定した計画

冗長性（じょうちょうせい）

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

脆弱性

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

総合計画（2011 高知市総合計画）

地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、高知市においては、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、その実現に向けた指針となる最上位計画と位置づけている。

総合防災拠点

大規模自然災害時に県外から支援に入る自衛隊や医療チームの駐在や、支援物資の集積・仕分けなどに使われる拠点施設。

総合防災情報システム

衛星画像や被災情報を重ね合わせ、被害状況を早期に把握し、迅速かつ的確な初動体制の確立や関連機関との情報共有を図るためのシステム。

◆た

耐震性非常用貯水槽

地震等の災害による管路の破損等で、断水した場合に備え飲料水を確保する施設。

大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地につい

ての防災意識を向上させるための地図。

地域内連携協議会

町内会・自治会、地域における各種団体やNPOなどが、それぞれの特性を生かしながら地域の中で連携し、行政との協働による取組の中で役割分担を行いながら、地域の課題を発見し解決していくための新しい仕組み。

地域防災計画（高知市地域防災計画）

災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種の災害に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。高知市地域防災計画は、風水害対策を主とした一般対策編と南海トラフ地震対策をまとめた地震・津波対策編からなる。

DMA T（ディーマット）

Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム。災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門トレーニングを受けた医療チーム。医師1名、看護師2名、業務調整員（ロジ）1名を基本として構成される。また、本県の病院に所属するDMA Tを「高知DMA T」と言う。

トイレトレーラー

災害時を想定して製造された移動設置型のトイレ。高知市のトイレトレーラーは、洋式の水洗トイレが4室配置されており、個室の中は広く換気扇と小窓があるため衛生的に使うことができる。また、給水タンク、汚水タンクを備えているため到着後すぐに使用することができるほか、屋根には太陽光パネルが配備され、バッテリー電源と照明を確保できるため、夜間でも安心して使用できる。

道路啓開計画

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るのが想定されるため、事前に優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルートについて、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識・共有することにより、早期に緊急輸送道路を確保するための計画。

◆な

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の想定震源域等で異常な現象が観測され、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報。（巨大地震警戒）と（巨大地震注意）が発表された場合には防災対応をとる必要があり、高知市では、（巨大地震警戒）が発表された場合、30cm以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を対象に避難指示を発令する。

◆は

ハザードマップ

災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方のこと。

B C P（ビーシーピー）

Business Continuity Plan：業務（事業）継続計画。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速

に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から業務（事業）継続について戦略的に準備しておく計画。

福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設。

物資配送計画（高知市物資配送計画）

南海トラフ地震発生時に支援物資を円滑に受入れ、速やかに避難所へ配送するための体制・手順等の基本的な考え方を取りまとめた計画。

プログラム

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための分野横断的な施策群。

分散備蓄

津波浸水や道路等の交通インフラの被災により物資輸送が困難になることを想定し、必要な場所（避難所）に必要な量を備蓄すること。

防災士

社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動を行い、そのための十分な意識・知識・技能を有することを認められた日本防災士機構の民間資格。

防災人づくり塾

地域の防災リーダー「災害に強い人」の育成を目的として、平成12年度から高知市が開催しており、地震や水害などの大規模自然災害に備えて、防災に関する基礎的な知識や技能を身につけるために、防災に関する各専門分野の講師による防災講座。

◆ま

マトリクス表

行と列により構成される二次元的な表のことで、本計画では縦軸を「起きてはならない最悪の事態」、横軸を「施策分野」とし、それぞれの枠内に事態回避に寄与する施策や事業とその進捗率を記載した表を示す。

◆ら

陸こう

河川・海岸等の堤防を通常時は通行出来るよう途切れさせ、非常時にはその箇所を塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置されたゲート等の施設。

リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

流通備蓄

災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食糧や生活必需品等の備蓄。

【個別事業一覧】

高知市強靱化計画〔第3期計画〕に基づく個別事業の詳細（※「国土強靱化予算の『重点化』『要件化』『見える化』等による地域の国土強靱化の取組支援」関係分）

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課
【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大規模地震に伴う複合的・大規模建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生	◎自治公民館等耐震化促進事業費補助金	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域コミュニティの拠点である自治公民館の耐震化を図ることで、地域住民が安全に利用し、また災害時には避難所として活用するために耐震化に係る費用を助成するもの。	文化振興課
		◎住宅耐震化推進事業費	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業	地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震設計・耐震改修に係る費用(非木造も可)や除却に係る費用を補助するもの。	建築指導課
		◎老朽住宅除却事業費	空き家対策総合支援事業	安全なまちづくりを目指すために、老朽住宅等の除却工事費用を補助するもの。また、倒壊等により著しく保安上危険となるおそれのある所有者不明の特定空家等の略式代執行を実施するもの。	建築指導課
		◎民間保育所施設整備事業費補助金	保育所等整備交付金	老朽化した園舎の耐震化や保育環境整備のために、民間保育所の施設整備に対し補助を行うもの。	保育幼稚園課
		◎認定こども園施設整備事業費補助金	保育所等整備交付金	老朽化した園舎の耐震化や保育環境整備のために、認定こども園の施設整備に対し補助を行うもの。	保育幼稚園課
		◎中須賀土地区画整理事業	防災・安全交付金 【市街地整備事業】 都市再生区画整理事業 (中須賀土地区画整理事業、期間H25～R11、全体事業費7,291百万円)	中須賀地区の密集市街地を解消し、防災性の向上と住環境の改善を図るもの。	市街地整備課
		◎中須賀土地区画整理事業((都)円満橋壱橋線)	防災・安全交付金 【道路事業】 道路事業 (中須賀土地区画整理事業(都)円満橋壱橋線、期間H27～R11、全体事業費2,123百万円)	中須賀地区の密集市街地を解消し、防災性の向上と住環境の改善を図るもの。	市街地整備課
		◎旭駅周辺整備事業費(住市総)	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅市街地総合整備事業(旭駅周辺地区)	旭駅周辺地区に存在する密集市街地を解消し、防災性の向上と住環境の改善を図るもの。	市街地整備課
		◎がけ地近接等危険住宅移転等事業費	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転等を行う者に対して、要した費用の一部を補助するもの。	建築指導課
		◎家具等転倒防止対策支援事業	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物等耐震化促進事業	地震発生時に家具等の転倒又は飛散による被害の防止を図り、安全を確保するため、委託事業所が家具転倒防止器具等の取り付けに係る費用の見積り、取付等を行うもの。	地域防災推進課
		◎防災機能強化事業費	学校施設環境改善交付金	児童生徒が日常的に活動する場であり、地域の避難所ともなる学校施設について、建築非構造部材の耐震対策及び児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策等を推進する。	学校環境整備課
		◎地震補強事業費 ◎(特)地震補強事業費	学校施設環境改善交付金	避難所となっている学校施設において、給食棟及び国の公表対象外となっている未耐震化小規模建物につき、耐震補強工事を実施するもの。	学校環境整備課
		◎市営住宅再編推進事業費	防災・安全交付金 【地域住宅計画に基づく事業】 公営住宅等整備事業	老朽化した市営住宅の除却により防災性の向上を図るもの。	住宅政策課
		◎六泉寺町市営住宅等再編事業費	防災・安全交付金 【地域住宅計画に基づく事業】 公営住宅等整備事業 【都市防災総合推進事業】	老朽化した六泉寺町市営住宅、北百石町市営住宅及び丸地町市営住宅の統合建替(集約高層化)を行い、入居者の安全性及び地域における津波避難場所の確保を図るもの。	住宅政策課
		◎既存高齢者施設等ブロック塀等改修事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修整備費用の一部を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課
◎住宅塀改修推進事業費補助金	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業	避難路の確保や市街地の防災安全性の確保をするため、住宅塀の改修工事費用を補助するもの。	建築指導課		

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課
※続き 【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-2)地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大による死傷者の発生	◎緊急輸送道路等沿道建築物耐震対策緊急促進事業費	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	県または市が指定する緊急輸送道路等の沿道にある建築物のうち、耐震診断を義務付けられる一定の高さ以上を有するものについて、耐震診断・設計・改修費用を補助するもの。	建築指導課
		◎防火水槽設置費	消防防災施設整備費補助金(耐震性防火水槽の整備)	耐震性貯水槽を設置することにより、消防防災力の強化を図るもの。	警防課
		◎既存高齢者施設スプリンクラー設備整備事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等を整備する事業費の一部を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課
		(再掲) ◎中須賀土地区画整理事業(都)円満橋壘橋線	防災・安全交付金【道路事業】 【道路事業】 【住環境整備事業】 (中須賀土地区画整理事業(都)円満橋壘橋線、期間H27～R11、全体事業費2.123百万円)	中須賀地区の密集市街地を解消し、防災性の向上と住環境の改善を図るもの。	市街地整備課
		(再掲) ◎狭あい道路道路整備等促進事業	防災・安全交付金【住環境整備事業】 【狭あい道路整備等促進事業】	狭あいな道路の幅員を4m以上確保することで通行機能を確保し、防災機能の向上を図るもの。	道路整備課
	1-3)大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生	◎認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業費補助金 ◎高齢者施設等水害対策強化事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者が円滑で安全な避難ができるよう、水害対策事業費を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課
		(再掲) ◎六泉寺町市営住宅等再編事業費	防災・安全交付金【地域住宅計画に基づく事業】 【公営住宅等整備事業】 【都市防災総合推進事業】	老朽化した六泉寺町市営住宅、北百石町市営住宅及び丸池町市営住宅の統合建替え(集約高層化)を行い、入居者の安全性及び地域における津波避難場所の確保を図るもの。	住宅政策課
	1-4)大規模地震発生後の地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水	◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	雨水ポンプ場等の内水排除施設の地震・津波対策を推進するもの。	下水道整備課
		◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金	重要な幹線等の地震による被害を最小限に留めるため、耐震対策を推進するもの。	下水道整備課
		◎高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等において、災害による停電時に施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備整備費用の一部を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課
		◎高齢者施設等給水設備整備事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等において、災害による断水時に施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、給水設備整備費用の一部を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課
		◎救護施設等非常用自家発電設備整備事業費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	救護施設等において、災害による停電時に施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備整備費用の一部を補助するもの。	福祉管理課
		◎救護施設等給水設備整備事業費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	救護施設等において、災害による断水時に施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、給水設備整備費用の一部を補助するもの。	福祉管理課
		地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費補助金(高知商工会館)	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	災害発生時には商業復興の拠点となり、重要な役割を担う高知商工会館について、施設の耐震化を目的として現在の敷地内で建て替えを実施するもの。	商業振興・外商支援課
		◎都市下水道施設整備事業	防災・安全交付金	都市下水道ポンプ場の施設の改築更新を行うもの。	河川水路課
◎公共下水道雨水整備事業費		防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	ポンプ場等の排水施設の整備による浸水対策を推進するもの。	下水道整備課	

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課
※続き 【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-7)ゲリラ豪雨やインフラの損壊・機能不全等による広域かつ長期的な市街地の浸水の	(再掲) ◎都市下水道施設整備事業	防災・安全交付金	都市下水道ポンプ場の施設の改築更新を行うもの。	河川水路課
		◎都市下水道ポンプ場長寿命化整備事業	防災・安全交付金	都市下水道ポンプ場の施設改修及び機能拡充を行うもの。	河川水路課
		(再掲) ◎公共下水道雨水整備事業費	防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	ポンプ場等の排水施設の整備による浸水対策を推進するもの。	下水道整備課
		◎公共下水道ポンプ場長寿命化整備事業費	防災・安全交付金	下水道施設・ポンプ場等の長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するもの。	下水道施設管理課
		◎下知水再生センター長寿命化整備事業費	防災・安全交付金	下水道施設・ポンプ場等の長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するもの。	下水道施設管理課
		◎湖江水再生センター長寿命化整備事業費	防災・安全交付金	下水道施設・ポンプ場等の長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するもの。	下水道施設管理課
		◎瀬戸水再生センター長寿命化整備事業費	防災・安全交付金	下水道施設・ポンプ場等の長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するもの。	下水道施設管理課
【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われることにより、関連死を防ぐ	2-1)食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	◎橋梁震災対策事業(月の瀬橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路の落橋対策 事業名:月の瀬橋耐震補強工事 事業期間:平成30年~令和5年 全体事業費:779,796千円	落橋防止、橋脚補強などの耐震補強対策を実施するもの。(月の瀬橋)	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(薮野大橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:薮野大橋耐震補強工事 事業期間:令和6年~令和9年(予定) 全体事業費:883,900千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(琵琶新橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:琵琶新橋耐震補強工事 事業期間:令和6年~令和10年(予定) 全体事業費:341,400千円	支承取替などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(月の瀬橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:月の瀬橋耐震補強工事 事業期間:令和6年~令和8年(予定) 全体事業費:479,000千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(柳原橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:柳原橋耐震補強工事 事業期間:令和7年~令和12年(予定) 全体事業費:782,500千円	橋脚補強などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(吉野二号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:吉野二号橋耐震補強工事 事業期間:令和8年~令和10年(予定) 全体事業費:109,320千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(吉野三号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:吉野三号橋耐震補強工事 事業期間:令和8年~令和10年(予定) 全体事業費:121,100千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課
※続き 【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われることにより、関連死を防ぐ		◎橋梁震災対策事業(吉野一号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:吉野一号橋耐震補強工事 事業期間:令和9年~令和12年(予定) 全体事業費:105,800千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課
		◎橋梁震災対策事業(江ノ口2号線2号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名:江ノ口2号線2号橋耐震補強工事 事業期間:令和10年~令和12年(予定) 全体事業費:103,680千円	ボックスカルバート構造で更新するもの。	道路整備課
2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生		◎狭あい道路道路整備等促進事業	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 狭あい道路整備等促進事業	狭あいな道路の幅員を4m以上確保することで通行機能を確保し、防災機能の向上を図るもの。	道路整備課
		○救急高度化推進事業費	緊急消防援助隊設備整備費補助金(救急車両及び救急資機材の計画的な更新)	緊急消防援助隊の設備整備を行うことにより、消防防災力の強化を図るもの。	救急課
		◎消防ポンプ自動車整備費	緊急消防援助隊設備整備費補助金(消防車両の計画的な更新)	緊急消防援助隊の設備整備を行うことにより、消防防災力の強化を図るもの。	警防課
2-3)警察、消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足		(再掲) ◎狭あい道路道路整備等促進事業	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 狭あい道路整備等促進事業	狭あいな道路の幅員を4m以上確保することで通行機能を確保し、防災機能の向上を図るもの。	道路整備課
		◎宿泊施設耐震対策緊急促進事業費補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	大規模建築物(旅館・ホテル)の耐震化を図ることで、安全な観光機能の確保を図るもの。また、避難所への指定を行うことにより、大規模災害時における多数の避難者の受け入れ体制の充実化を図るもの。	観光企画課
		◎公民館施設整備事業費(西谷)	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	大規模災害時の指定避難所である公民館の耐震化を目的に、老朽化した施設の耐震補強を実施するもの。	文化振興課
		◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金	南海トラフ地震等の大規模災害時における災害関連死を防ぐため、L1津波浸水区域外の主要な指定避難所へマンホールトイレを整備することにより、避難所での良好な生活環境の確保を図るもの。	下水道整備課
		◎大規模改造(教育内容)事業費	学校施設環境改善交付金	水俣条約により蛍光灯及び水銀灯の輸入・製造が禁止となる動向に合わせて、避難所となっている学校施設の照明器具をLED化するもの。	学校環境整備課
		◎大規模改造(空調)事業費	学校施設環境改善交付金	避難所となっている校舎等に空調を整備するもの。	学校環境整備課
		◎長寿命化改良事業費	学校施設環境改善交付金	児童生徒が日常的に活動する場であり、地域の避難所ともなる学校施設について、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高め、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図るもの。	学校環境整備課
		◎大規模改造(トイレ)事業費	学校施設環境改善交付金	施設の老朽化に伴い、学校のトイレでは「汚い・臭い・暗い」といった状況が見られている。一方で、家庭や商業施設等、児童生徒を取り巻く環境の中ではトイレの洋式化が進んでいることから、普通教室が配置されている校舎及び屋内運動場のトイレの洋式化を推進する。	学校環境整備課
		◎大規模改造(法令等)事業費	学校施設環境改善交付金	避難所となっている学校施設において、既存不適格の状態となっているエレベーターの改修工事を実施するもの。	学校環境整備課
		2-6)大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下		◎公共下水道汚水整備事業費	社会資本整備総合交付金(重点) 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)
◎高齢者施設等換気設備設置事業費補助金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金			感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分換気が行えない場合に、感染症等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置する事業費の一部を補助するもの。	介護保険課 高齢者支援課

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課	
【目標3】 外部支援の迅速な受入れ等により、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1) 行政機関の職員・施設等の被災や外部支援の受入れが遅れること等による機能の大幅な低下を確保する	柳原分館耐震診断業務	防災・安全交付金 【住環境整備事業】 住宅・建築物安全ストック形成事業	今後の対策及び活用方針を検討するため、耐震性が不明な庁舎等施設の耐震診断を実施するもの。	総務課	
【目標5】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフライン(情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等)の被害を最小限に抑え、早期復旧を図る	5-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	水再生センターや重要な幹線等の地震や津波による被害を最小限に留めるため、耐震・耐津波対策を推進するもの。	下水道整備課	
		(再掲) ◎公共下水道汚水整備事業費	社会資本整備総合交付金(重点) 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	下水道の普及促進による生活排水対策を着実に進めるもの。	下水道整備課	
	5-4) 基幹的交通ネットワーク(高速道路、空港、港湾等)の機能停止や地域交通ネットワークが分断する事態	緊急輸送道路下非耐震性防火水槽撤去事業	緊急輸送道路下非耐震性防火水槽撤去事業費補助金(県補助)	緊急輸送道路下非耐震性防火水槽撤去事業	南海トラフ地震発生時の緊急輸送道路機能維持のため、緊急輸送道路下の非耐震性防火水槽23基を順次撤去していく。	警防課
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(月の瀬橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路上の落橋対策 事業名: 月の瀬橋耐震補強工事 事業期間: 平成30年～令和5年 全体事業費: 779,796千円	落橋防止、橋脚補強などの耐震補強対策を実施するもの。(月の瀬橋)	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(薊野大橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 薊野大橋耐震補強工事 事業期間: 令和6年～令和9年(予定) 全体事業費: 883,900千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(琵琶新橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 琵琶新橋耐震補強工事 事業期間: 令和6年～令和10年(予定) 全体事業費: 341,400千円	支承取替などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(月の瀬橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 月の瀬橋耐震補強工事 事業期間: 令和6年～令和8年(予定) 全体事業費: 479,000千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(柳原橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 柳原橋耐震補強工事 事業期間: 令和7年～令和12年(予定) 全体事業費: 782,500千円	橋脚補強などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(吉野二号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 吉野二号橋耐震補強工事 事業期間: 令和8年～令和10年(予定) 全体事業費: 109,320千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
		(再掲) ◎橋梁震災対策事業(吉野三号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 吉野三号橋耐震補強工事 事業期間: 令和8年～令和10年(予定) 全体事業費: 121,100千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課	
(再掲) ◎橋梁震災対策事業(吉野一号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 吉野一号橋耐震補強工事 事業期間: 令和9年～令和12年(予定) 全体事業費: 105,800千円	支承補完構造などの耐震補強対策を実施するもの。	道路整備課			
(再掲) ◎橋梁震災対策事業(江ノ口2号線2号橋)	防災・安全交付金 【道路事業】 緊急輸送道路、道路啓開ルート等にある橋梁の耐震対策 事業名: 江ノ口2号線2号橋耐震補強工事 事業期間: 令和10年～令和12年(予定) 全体事業費: 103,680千円	ボックスカルバート構造で更新するもの。	道路整備課			

目標	起きてはならない最悪の事態	個別事業名	該当する国土強靱化予算、推進する事業等	取組内容	担当課
【目標6】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-3) 地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画や事前復興ビジョンの欠如、地域合意の不足などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態	◎事前復興まちづくり計画策定事業	防災・安全交付金【都市防災総合推進事業】	復興計画を速やかに策定し、復興期間を短縮するため、復興への備えを検討する「事前復興まちづくり計画」を策定するもの。	防災政策課
	8-4) 市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態	◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金	重要な幹線等の地震による被害を最小限に留めるため、耐震対策を推進するもの。	下水道整備課
		地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費補助金(高知商工会館)	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	災害発生時には商業復興の拠点となり、重要な役割を担う高知商工会館について、施設の耐震化を目的として現在の敷地内で建て替えを実施するもの。	商業振興・外商支援課
		(再掲) ◎都市下水道施設整備事業	防災・安全交付金	都市下水道ポンプ場の施設の改築更新を行うもの。	河川水路課
		(再掲) ◎公共下水道雨水整備事業費	防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	ポンプ場等の排水施設の整備による浸水対策を推進するもの。	下水道整備課
(再掲) ◎総合地震対策事業費	防災・安全交付金 大規模雨水処理施設整備事業(補助金)	雨水ポンプ場等の内水排除施設の地震・津波対策を推進するもの。	下水道整備課		

お問合せ

高知市 防災対策部 防災政策課

〒780-8571 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター5階

(TEL) 088-823-9055 (E-mail) kc-080200@city.kochi.lg.jp